

平成27年建設市民委員会会議録

1. 招集年月日 平成27年12月15日
2. 招集の場所 可児市役所5階第1委員会室
3. 開 会 平成27年12月15日 午前8時58分 委員長宣告

4. 審査事項

付託案件

- 議案第91号 可児市文化創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第92号 可児市兼山生き生きプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第95号 指定管理者の指定について
- 議案第103号 指定管理者の指定について
- 議案第107号 市道路線の廃止について
- 議案第108号 市道路線の認定について

各部における条例の制定・改正予定又は新規事業について（報告）

1. 可児市多文化共生推進計画の策定について
2. 可児市人権施策推進指針の策定について
3. 可児市一般廃棄物処理基本計画の改定について

事前質疑

1. 市道27号線の道路改良について

報告事項

1. 可児市子どもの読書活動推進計画（第3次）の策定について
2. 可児市下水道事業の地方公営企業法適用について
3. 可児市文化創造センターの大規模改修について
4. 空き家の実態調査等について

その他

1. 名鉄広見線活性化協議会について
2. 議会報告会での意見対応分担について

5. 出席委員（7名）

委員長	野呂和久	副委員長	勝野正規
委員	伊藤健二	委員	中村悟
委員	川合敏己	委員	酒井正司
委員	高木将延		

6. 欠席委員 なし

7. 説明のため出席した者の職氏名

市民部長	莊 加 淳 夫	建設部長	村 瀬 良 造
水道部長	三 好 英 隆	地域振興課長	村 瀬 雅 也
人づくり課長	川 合 俊	環境課長	高 野 志 郎
図書館長	細 野 雅 央	都市計画課長	田 上 元 一
土木課長	丹 羽 克 爾	建築指導課長	守 口 忠 志
用地課長	田 中 正 規	上下水道料金課長	小 栗 正 好
下水道課長	佐 橋 猛		

8. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局 書記	渡 邊 ち え	議会事務局 書記	熊 澤 秀 彦
-------------	---------	-------------	---------

○委員長（野呂和久君） おはようございます。

初めに、平成27年10月13日の市内視察では、荘加部長、村瀬部長、三好部長を初め、各現場では熱心に説明、また準備をしていただきました各課の課長、職員の皆様に改めて御礼を申し上げます。大変にありがとうございました。

それでは、定刻前ではございますが、皆様お集まりですので、ただいまから建設市民委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。発言される方は、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからお願いします。また、マイクのスイッチを入れてからお話してください。

初めに、議案第91号 可児市文化創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（川合 俊君） よろしくをお願いします。

それでは、議案第91号の可児市文化創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

資料番号1の議案48ページと委員会資料1をごらんください。

今回の条例改正は、国が示す文化芸術、劇場に関する方針に沿いまして事業を推進していくため、それを市の条例に反映させることを目的とするものです。

既に、国に先行して実施している内容ではございますけれども、条例改正を行いまして、可児市文化創造センター a 1 a が行う事業を市の施策として明確に位置づけることとします。

内容等につきましては、お配りいたしました委員会資料に沿って説明させていただきます。まず、条例改正の趣旨についてです。

改正の理由といたしましては、平成24年以降に、国から2つの大きな方向性が打ち出されたことにあります。第1といたしましては、資料の趣旨の中ほどにございます平成24年6月に文化芸術の拠点を充実させることを目的に、劇場、音楽堂等の活性化に関する法律が制定されたこととございます。第2といたしましては、今年の5月でございますけれども、文化芸術の振興に関する第4次基本方針が閣議決定されたこととございます。この基本方針は、劇場の活性化を図るため、年齢や障がいの有無にかかわらず、社会参加の機会を拡充する観点から実施される取り組みについて国が支援することが示されています。

このような国の文化政策に関する流れを受けまして、当市の文化施策の中心となる文化創造センターの設置及び管理に関する条例を改正いたしまして、国が示す文化芸術、劇場に関する方針を条例に反映させるとともに、誰もが生き生きと暮らすまちづくりを目指すために可児市文化創造センター a 1 a が果たす役割を条例に規定することとします。

また、貸し出しの対象となっております可児市文化創造センター a 1 a の施設につきましても、開館から13年が経過しており、当時とは需要及び利用方法などの内容が変わってきていることなどから、今回見直しを行うものです。

次に、主な条例の改正の内容についてです。

第1といたしましては、条例の名称の変更でございます。条例改正後の内容が単なる施設の設置、管理に関するものだけではなく、可児市のまちづくりにおける可児市文化創造センター a 1 a の位置づけや役割を示す条例となるため、名称を可児市文化創造センター条例といたします。

第2といたしましては、前文の設置でございます。可児市文化創造センター a 1 a を当市における文化拠点として位置づけ、文化芸術を通して全ての市民が地域社会で生き生きと暮らすまちづくりの実現を目指していくという旨を記した前文を置きます。

第3といたしましては、可児市文化創造センター a 1 a が行う事業の規定を置くもので、今回、指定管理者が行う業務の規定の前に、可児市文化創造センター a 1 a の事業を新たに条文として設けるものです。現在、本市が指定管理制度を導入するに当たりまして条例改正を行う場合、このような規定の方法をとっております。

第4といたしましては、指定管理者が行う業務の中に、前文で示しました可児市文化創造センター a 1 a の役割や機能を発揮するため、指定管理者が事業を行うに当たって留意事項として次の2点、全ての市民に社会参加の機会を開く観点から行うこと、地域社会のきずなの維持及び強化を図る観点から行うことを新たに設けることといたします。

最後になりますけれども、貸し出しの対象となる施設についてです。次の5点の見直しを行います。

まず1点目ですけれども、美術ロフト。これは占有しないで使用する場合の区分につきましては、これまでこの形の貸し出しはなく、今後のニーズも想定されないため削除いたします。

水と緑の広場。市民に解放し、自由に利用してもらうために、貸し出しの対象から外します。

ミキシングルーム・スタジオ。音響設備の改修事業により、この部屋がネットワークの一部として位置づけられましたので、専門的な知識を持った人以外では操作が困難であり、一般の方が触れることを避けるために貸し出しの対象から外します。

映像編集室・スタジオ。現在、映像編集の機器は、老朽化により既に撤去してあります。また、今は自宅のパソコンでもある程度の映像編集も可能なことから、映像編集室の貸し出し需要はほとんどない状況になっております。地下でありますし、窓もない部屋なので、会議室として貸し出すにはそぐわないため、貸し出しの対象から外します。

デジタルアート工房。開館当初はパソコンを使用する専門的な部屋でしたが、機器の老朽化により、今の実質的な用途は会議や研修となっておりますので、名称を研修室に変更いたします。

条例の施行日は平成28年4月1日です。

本条例の改正に当たりまして、平成27年9月24日から10月13日までパブリックコメントを実施しましたが、意見等はありませんでした。以上です。

○委員長（野呂和久君） ありがとうございます。

これより議案第91号についての質疑を行います。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

○委員（中村 悟君） 前回もどこかで同じような話を聞いたような覚えがある。

条例の直す部分のところはいいんですけど、例えば貸し出しの、排除するというか、規定から除くところの、前回もお聞きしました水と緑の広場ですね。外すことはいいんですけども、ここを使う場合のルールというのは、別段何かありますか。ちょっとこの間お聞きしたのは、屋外ステージを使うときどうなるかというのをどこかで聞いた覚えがあるんですが、そういったところの取り決めというのは何かありますか。

○人づくり課長（川合 俊君） 御説明いたします。

水と緑の広場につきましては、基本的には誰でも自由に使ってもらえるということで、貸し出しから外しますけれども、例えば可児市文化創造センター a 1 a と共催するような事業につきましては、使っていただけます。以上です。

○委員（中村 悟君） 要するに、この前もちょっと聞きましたが、屋外にあるあのステージを、ただちょっとしたそういった音楽グループが使ったりとかしたいというような場合に、それは自由に使わせてもらえるのか、具体的に言うと1つ、可児市文化創造センター a 1 a が何かやっておる関連というのではなく、単独でそこへお伺いして勝手に使わせてもらえるものなのか、この間も言いました電源の問題とかいろいろあるので、そういう場合の対応はどうなっていますかということをお聞きしたいんですが。

○人づくり課長（川合 俊君） 基本的には、その場所を占有して使われることはできないということになります。

○委員（伊藤健二君） 今の関係ですけど、例えばストリートパフォーマンスのような形で電源も例えば貸してもらったり、ギターや何かでやったり、こういうパフォーマーがパフォーマンスでいろんなことをやると。普通、駅前のどこかの広場などでやっておるやつが可児市文化創造センター a 1 a の前へ来て、あそこの噴水前のところでみんな見てくれよとってアピールするというふうなことは、噴水の前のあそこのエリアを、一定空間を占有しますよね。それは占有の概念に当たってしまうということですか。

○人づくり課長（川合 俊君） 先ほど説明しましたように、市民に開放して自由に使ってもらえるということでございますので、そういうふうに特定の目的で、さっき言いましたように、例えば可児市文化創造センター a 1 a が共催するような事業につきましては違うと思えますけれども、そうでなくて、普通にあの場所を完全に自分たちのスペースとして使うということは外すということでございます。

○委員（伊藤健二君） ちょっと難しい問題かなと思うの。

別の事例を例えば1つ出すけど、小さい子供がお母さん、親御さんたちと例えば子供のおもちゃ用のボールを使って芝生の上で天気の良い日に遊ぶと、じゃれつき合うというのはそれはそれでいいよね。一時的な家族的使用というか、使っておるほうはそこを使用している

という概念じゃなくて、ちょっとそこで休憩したり遊んだりというレベルだけど、小学生とか児童・学童が、ちょっとしたサッカーシューズを履いて、もっと言うとスパイク的なものを履いて、金属・非金属問わず履いて、あの芝生のところでちょっとグループで遊び始めるという場合になると、ちょっとした時間を使ってそこで楽しんでいるのは気分、感情としては認めてあげたいなと思うけど、一定それが繰り返されたり、そこで楽しみを、一つのサークル的にやり始めちゃうと、芝生の貸し出し、スポーツ広場としての貸し出しをしているわけじゃないから、ちょっと困るよねという話になるんじゃないかと思うけど、そこら辺の区分けが大変かなというふうに思うんだけど、現実的に起こり得る話なんで、その辺はどう、一応可児市文化創造センター a 1 a としては管理されておるところなんで、そういうちょっと集団的使用をする場合には届け出てくれとか、問い合わせしてくれということを書くのか、今おっしゃられた基準で、あとは市民の良識に任せる方式なのか、ちょっとその辺もう少し決まっているんだったら教えてほしい。

○人づくり課長（川合 俊君） 具体的には、今おっしゃったような問題点も発生すると思います。今細かい事例につきましては、まだちょっと検討しているところでございますけれども、これ本当に基本的な話になりますけれども、その場所を占有というか、誰でも自由に使っていただくということなものですから、その場合はもう完全にその人たちしか使えない状況にするということはある得ないというように考えております。

○委員（酒井正司君） ほかの設備になります。映像編集室・スタジオというのは貸し出し対象から外すということが書いてあるんですが、この再利用の仕方といいますか、これに触れていないのはちょっと気になる。それと、デジタルアート工房なんです。研修室にするということですが、これは内部的に利用するのか、あるいは貸し出しも想定されているのか、その2点、ちょっとお聞かせください。

○人づくり課長（川合 俊君） まず映像編集室・スタジオにつきましては、これは今地下でございまして、基本的には外部の会議室にはそぐわないということで、今内部の使用ということで、貸し出しから外すということになります。

デジタルアート工房につきましては、説明もいたしましたけれども、今現在パソコン等は撤去されておまして、主に会議・研修で使っておりますので、それも正式に会議・研修に使ってもらうように外部に貸し出すということになっております。

○委員（酒井正司君） 映像編集室・スタジオは、そのままの状態で放置するということですか。何か再利用は考えないということですか。

○人づくり課長（川合 俊君） 今の状況ですと、内部的に使用するということで考えております。

○委員（伊藤健二君） 簡単に言えば、今の現状は物置で使っておるから、物置になるということで理解してよろしいんでしょうね。それはそれでいいです。映像編集室・スタジオの後利用方法については結構ですが、ちょっと前文が今度つくということで提起を受けました。大変質の高い内容で、また名称、可児市文化創造センター条例というふうに簡略化する意味

がよくわかる、逆に言うと可児市文化創造センター a 1 a は何のために、どういう目的で設置して発展させるかということがよくわかる内容になっているというふうに私は受けとめています。

ただ、その中で、言葉として大変格調は高いんだけど難しい概念が入っていて、それが一言で言うと、社会的包摂に資するものという、この部分ですよね。その前段になっている芸術文化が、人種間の問題も含めて全ての人に有用、価値あるもの、そして異文化を含めた価値観を認め合うという、そういう考え方が基調になっていて、それがよりともに社会で生きていく基盤が形成されるという、社会貢献といいますが、芸術分野を通しての社会貢献という問題ですごく格調も高いし、いいということなのですが、社会参加の機会を開くにとどまらないで、それは社会包摂という表現になっているんですけど、この社会包摂というのは別の用語が適切かどうかは、ちょっとそちらで検討したことだと思うんですけど、この言葉にこだわって今位置づけをしていると思うんですけど、ちょっと他の表現を使うとどういう意味合いで、どういう概念で、要するに社会全体を包み込むというわけだけど、これがあれなんだよね。この前文の中の骨格の一つの核をなしている言葉なんで、ちょっと我々議決をする上で、ここを理解せずに議決してはいかんで、できる範囲で結構です。ちょっと説明をしてください。

○人づくり課長（川合 俊君） この社会的包摂という考え方でございますけれども、これは資料番号1のところの条例の改正の趣旨ということでございますけれども、これは先ほど言いました今年度の文化庁の第4次基本方針の前の、平成23年の第3次基本方針ぐらいから言われていることでございます。そのときに、要するにもともと社会的包摂というのは福祉的な言葉だったと思いますけれども、それが文化にも及ぶという考え方を捉えまして酌み取っております。それで、ほかの言葉で言いますと、というとなかなか難しいんですけども、要するに排除と全く反対の理論でございまして、さっき伊藤委員がおっしゃいましたように、要するにそういう、例えば社会的弱者の方に対しましても排除するわけではなくて、全てを包み込むという形で事業を進めていくと、それが文化・芸術の目標であるというふうなことだと私は理解しております。以上です。

○委員長（野呂和久君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑もないようですので、質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

○委員（伊藤健二君） この条例改正に賛成の立場で討論をします。

先ほどの説明にありましたように、前文を配置して、この芸術・文化の持つより豊かな人間性を養い想像力と感性を育むと、人間は人間らしい、生き方の糧となる、そういうものを可児市が相当の資金をかけてつくってきたわけです。

この可児市文化創造センター a 1 a がこれまでにつくった内容から言えば、設備的にもすぐれた規模と内容を持っていますが、それは後年度に対する財政負担を伴うものであるけれど

も、そこが生み出している中身の問題、ソフトの問題でいけば、この間、芸術発展、全国的な規模で、あるいは今回、できればこの社会包摂という概念から見れば、世界的なレベルに目を向けて取り組みが広がろうとしていると、こういう状況の中で、今回この条例がそうした方向性や内容を押さえて、基本使命としてどうあるべきかを見定めたという点で、大変意義ある内容かと思えます。

ただ、ここであたっている内容は、そこを目指して頑張っていくという内容で、今そこが全て達成されているということでは決してないので、今後の方向性を方向づけながら、新たな発展を期して、この社会的役割を実現していこうよと、こういう呼びかけをしているという点で、二重に価値が意義深いかなというふうに受けとめております。そういった点で、ぜひこの条例案は可決をし、発展させていただきたいと願っているものです。以上です。

○委員（酒井正司君） 私も賛成の立場で討論したいと思えます。

まず前回の名称から見てもわかるように、設置という、とりあえずハード的なところに視点が置いてあったのを、一歩踏み込んで、本来の市民目線での文化活動へ向けたということは大きな進歩であると、これは評価したいと思えます。

それから、指定管理者が行う業務というような、ちょっと具体性に欠けるところはもっと具体化して、しっかりと内容に盛り込まれたということも評価できると思えます。

ただ、1つ、非常に財政負担が大きいといえますか、10万人都市において、これだけの規模がこのまま未来永劫同じような予算が組めるかということもしっかりと肝に据えて、身の丈に合った運営をしていただきたいと、この一言をつけ加えて賛成討論とします。

○委員長（野呂和久君） 他に発言はありませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これで討論を終了します。

これより議案第91号 可児市文化創造センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第91号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第92号 可児市兼山生き生きプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○地域振興課長（村瀬雅也君） おはようございます。

議案第92号 可児市兼山生き生きプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明させていただきます。

議案資料1の53ページにございますとおりでございます。

今回の改正につきましては、この可児市兼山生き生きプラザの2階にございますひよっこルームという名称を使っておりました貸し出し用の部屋を平成28年度から児童館施設に所管がえすることにより条例の第8条、料金表から削除するものです。

内容につきまして、あわせて現行の条例中の文言を整理するものと、それからITルームという部屋の名称を変更するものです。

具体的には53ページから、めくっていただきまして55ページのところに別表として第8条がございます。こちらのほうにプラザの使用料金表ということで部屋ごとに書いてございます。その中で2階にあります、まずITルームと上にありますけれども、こちらのほう、もともと設置当時はパソコン等を設置したおったわけなんですけれども、現在はパソコン等も設置しておらず、会議室としての利用のみにしておりますので、現行に合わせて名称を会議室と変更するものでございます。

それから、その下にひよっこルームとございまして、料金がついて貸し出しとなっております。この部屋は2階の西側にございまして、じゅうたんが敷いてありまして、小さなお子様に使っていただくような部屋として整備されておりましたけれども、平成26年度の実績でいいますと、貸し出しの実績は、一般への貸し出しはゼロでございまして、365日のうちの248日間、児童館の貸し出しということで100%減免で貸し出ししておるのが実情でございました。平成28年度から児童館施設として、この112平米の部分を加えて児童館とするということになりますので、それに伴い所管がえするというので料金表から削除させていただくものでございます。

その他の細かな文面につきましては、合併前の兼山町当時につくった条例でございましたので、可児市のほかの公共施設の文章の言い回しにそろえさせていただいて、細かな変更もあわせてお願いするものでございます。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） ありがとうございます。

これより議案第92号について質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、これで討論を終了します。

これより議案第92号 可児市兼山生き生きプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第92号については、原案のとおり可決すべきものと決

定いたしました。

続きまして、議案第95号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（川合 俊君） よろしくお願ひします。

資料番号1の定例会議案の59ページと委員会資料2及びその別紙をごらんください。よろしくお願ひします。

可児市文化創造センターa1aの指定管理者を指定する議案でございます。

指定管理候補者は、公益財団法人可児市文化芸術振興財団です。

指定期間は、平成28年4月1日から5年間となります。

候補者の指定管理等の実績につきましては、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの5年間、及び平成23年4月1日から平成28年3月31日までの5年間の2期にわたり、可児市文化創造センターa1aの指定管理者に指定されており、その選定方法につきましては、いずれも特命指定となっております。

それでは、次に指定管理者の選定方法についてでございます。

今回、指定管理候補者の選定に当たりましては、現指定管理者である公益財団法人可児市文化芸術振興財団を特命指定といたしました。

特命指定とした理由につきましては、別紙をごらんいただきたいと思ひますけれども、大きく4点上げることができます。

まず、第1ですけれども、公益財団法人可児市文化芸術振興財団は、市民の意見を反映させて策定した運営管理計画によりまして、可児市文化創造センターa1aの管理運営を目的に設立された団体であるということです。開館当初から可児市文化創造センターa1aの管理運営業務を担い、平成18年の指定管理者制度の導入以降は特命指定により管理者に選定されております。

第2ですけれども、公益財団法人可児市文化芸術振興財団は、国が文化芸術の社会的包摂機能に着目する以前から、その機能を意識した事業を既に行ってきたということも特命指定とする大きな理由です。公益財団法人可児市文化芸術振興財団の主軸事業でありますまち元気プロジェクトでは、文化を媒体として人々のきずなを生み出し、住みやすいまちづくりにつながるようさまざまな事業を展開しております。特に近年は、高齢者の健康維持や若い母親の孤立防止、不登校児童・生徒への対応、多文化共生プロジェクトなど、市の課題に直結する事業に力を注がれており、地域の劇場として可児市のまちづくりに大きく貢献していると言え、今後さらに事業を発展させていくことが期待されます。

第3に、公益財団法人可児市文化芸術振興財団は、高度な専門知識を持ったプロの制作者集団であり、質の高い鑑賞事業や創造事業を実施するとともに、貸し館においても、制作段階から運営に至るまできめ細かいサポートを行っております。可児市文化創造センターa1aの利用率は高水準を保っております。特に劇場の利用率に関しましては、全国平均が約50%程度に対しまして、昨年は75.1%と非常に高くなっております。このことは、公益財団

法人可児市文化芸術振興財団が行っている鑑賞事業や創造事業が市民から評価され、高く支持されていることや、貸し館事業におきまして好評を得ていることが要因と考えられます。また、複雑な舞台機構や設備について熟知しているため、これまでの管理実績を生かした、より一層の効果的、効率的な管理運営を期待することができます。

第4に、可児市文化創造センター a 1 a の取り組みは各方面から高い注目・評価を受けておりまして、平成25年には全国トップレベル15の劇場・音楽堂として文化庁の特別支援施設に採択され、平成29年度までの5年間、国から多額の補助金の交付を含めた総合的な支援を受けられることになっています。この採択によりまして、可児市文化創造センター a 1 a のブランド力はさらに向上したと考えられ、公益財団法人可児市文化芸術振興財団による運営を継続することでそのブランド力を維持し、本市のブランドイメージの向上にもつながることが期待されると思います。

以上のことから、現指定管理者である公益財団法人可児市文化芸術振興財団が可児市文化創造センター a 1 a を継続して運営していくことが、可児市の文化施策、ひいてはまちづくりを進めていく上で最も効果的であると考えられることから特命指定といたしました。

委員会資料2の裏面にございますけれども、平成27年10月23日に外部委員による可児市指定管理者選定委員会が行われまして、このような結果で指定管理者の公募団体として選定されています。可児市指定管理者選定委員の採択の平均点は78.2点でした。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） ありがとうございます。

これより議案第95号について質疑を行います。

○委員（川合敏己君） 御丁寧な説明をありがとうございます。

2点ほどありまして、今特命指定とする理由というのをるる説明をいただきました。いい点をお話しただけなんですけれども、特命指定にするがゆえに考えられる課題というのもの、発生し得る課題というのものきっとあるんだと思うんです。その点について、もしあれば教えてください。

それと、もう1つなんですけど、資料2枚目なんですけれども、採択の平均点78.2点ということがあります。基準点というのがどのレベルにあるのかということも含めて、ちょっと御説明いただけますとありがたいです。よろしく願いいたします。

○人づくり課長（川合 俊君） まず1点目の課題でございますけれども、これは指定管理の申請書のほうでも上がってきておりますけれども、やはり酒井委員が先ほど申されましたような、運営に当たりましては本当に多額な市費が投入されておりますので、今後やはり入場料とか、そういうものの収入の増益でございますとか、あとは経費削減をしっかりとやっていただきたいということが課題だと思っております。

あとは、もう1点目でございますが、可児市指定管理者選定委員会の評価でございますけれども、これは5人の選定委員がいらっしゃいまして、20点満点のところと、15点満点のところと10点満点のところがございます。それで、「極めてすぐれている」というのが20点とか満点でございます。「すぐれている」というのが16点、12点、8点ですので大体8割ぐら

い。「普通」、特に問題ないというのが6割ということでございますから、今回の採点結果ですと、「すぐれている」よりちょっと手前ぐらいな点数的な評価だというふうになっております。以上です。

○市民部長（莊加淳夫君） 今、人づくり課長が申し上げたことに、ちょっと1点簡単に追加させていただきますと、先ほども川合課長が説明いたしましたが、利用率が75.1%ということは、やはり「すぐれている」ということは100点ですので、この辺が大きな、全国平均よりもぐっと上回ってはいるんですが、75.1%という数字が出ておりますので、この辺が採点に、平均点を下げておるといって御理解いただきたいと思っております。

○委員（川合敏己君） 答弁ありがとうございました。

先ほど酒井委員がおっしゃったように、身の丈に合ったという部分の話、もちろん最低限の水準というのは維持していかなければいけないレベルにあると思っておりますけれども、特命指定にするがゆえに、多分ここでしかなかなかできないからこそ、ここをお願いしているんだと思うんですけれども、それがゆえに、周りからの意見をなかなか聞いてくれないで、どんどん高いレベルのものを求めていけば、それはそれでお金がどんどんかかることです。そういったところでの、何ていうんですかね、特命指定にするがゆえの課題というのは僕はそういうところにあると思うんです。だから、そういう意見が聞いてもらえるような、そういった状況にあるのかどうかということも含めて、もう一度ちょっと御答弁いただけますか。

○人づくり課長（川合 俊君） そういう仕組みにはなっていると思っておりますので、より今後もしょういような、他の外部の意見とかを聞くような仕組みを、より確立していきたいと思っております。

○委員（伊藤健二君） 特命指定とする理由の中の3つ目で、高度な専門知識や特殊技能を生かした運営という点での記述がございます。複雑な機構や設備があって、それが駆使されて高い技術水準の内容を、音響にしる何にしる、建物のサイズにしる、その活用の仕方にしる、だからソフトとハードが表裏一体なんで、今後ともこういう特殊能力を生かしたプロの観点と管理技術というのは必要だと思うんです。ただ、先ほどから言っているように、身の丈論、いろんな意味があって難しい議論なんですけれども、必要な経費、コストがかかるということと、この間経験したのは、音響装置で2億5,000万円超えでしたかな、大変おお、すごいだねと思って、やっぱり見ていたんですけど、今後ともそういう流れというのは続かざるを得ない部分もあって、そういう中で、ついつい安易なコスト削減というのに陥りやすいわけですね。それはせずに必要なレベル、ソフト上のレベルをきちっと確保できるようにしていけるということをここでは位置づけているから、それは評価できると私は思います。

もう1つ、私が質問したいのは、そういう機械装置を支えていくわけだけど、巨大地震等の問題で、非構造部材がたくさんいろんな側面からあって、これはさきの東日本大震災のときも幾つか東北の各地でおこちているんだよね、やっぱり。この可児市文化創造センター a 1 a は、当然大丈夫なように今やってくれているはずなだけけれども、そこで必要な補強等々をやっていくときと、そういういろんな器具、装置の関係のバランスをとっていくとい

う問題にもやっぱり専門技術の観点が必要ですね。これについては、市がどういう設計図を出していくかという問題との関係があるので、ちょっと一概に言えないんだけど、地震対策、特にスピーカーの落下とかそういうような問題で、ホールの視聴者をけがをさせないための安全装置等については、十分な見識を持っているというふうに認定していますか、その辺はどういう考えでやっていますか。

○人づくり課長（川合 俊君） これにつきましては、建設市民委員会でも後ほど報告させていただきたいと思っておりますけれども、地震対策等を含めまして、今施設の現状調査でありますとか、今後のあり方について検討を行っております。それを踏まえて安全対策は完備できるということを思っておりますので、今実際作業をしている最中でございます。

○委員長（野呂和久君） 報告事項3で、可児市文化創造センターの大規模改修について説明があると思います。

他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、これで討論を終了します。

これより議案第95号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第95号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第103号 指定管理者の指定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○地域振興課長（村瀬雅也君） 資料、議案第103号につきましては、議案資料の67ページ、それからお手元に資料番号12というA4の紙2枚のものが行っておると思います。そちらのほうを参考にさせていただきたいと思います。

それでは、資料番号の12に沿って御説明をさせていただきます。

今回、指定管理に指定する施設につきまして、可児市文化創造センターa1aは皆さんよく御存じですが、なかなか可児市市民公益活動センターを御存じないところもあるかと思っておりますので、まず最初にこの可児市市民公益活動センターの概要について記載させていただきました。

今回指定管理をする可児市市民公益活動センターは、現在、2番にありますように、特定非営利活動法人可児市NPO協会が指定管理を行っておる建物でございまして、下恵土5166番1ということで、可児市総合会館分室の中の一部ということになります。

3番に施設の概要とございますけれども、この中でございますように、可児市総合会館分室の中の127.34平米、1階の北側部分に可児市市民公益活動センターを設置しております。

施設の内容としましては、中に事務室、会議室、それから図書コーナー、それから印刷等をする執務コーナー、そういったものがあるところでございます。

4番に書いてございますように、開館時間、休館日につきましては記載のとおりで、1年間、年末年始を除いて、ほぼ開館しているような状況でございます。

5番にございますように、ここで行っていただく業務につきましては、主に6つございまして、施設の管理等と、あとは公益活動へのサービス提供、それから2番目にありますように公益活動の交流促進、NPOフェスタとか、そういったものが該当します。それから3番にございますように、市民公益活動の普及啓発活動、講演会、イベント、講座、そういったものをやっていただきます。それから4番目にありますように、市民公益活動の情報の収集と提供ということで、ここに市民情報館とありますけど、これは図書コーナーやら掲示コーナー、その中にある、館という大げさですけど、コーナーのようなものです。そういったものの運営。それから5番目にありますように、市民公益活動に関する相談業務。それから裏のほうのページに行きますけれども、6番目にございますように、可児市が行っております可児市まちづくり活動助成金の交付に関する業務を行っていただいております。

6番目に記載してございますのは、今回の管理に関する基本的な考え方でございまして、8項目にわたってこういった考え方で管理していただきますということが書いてございます。

7番目に、今回指定管理を行う指定管理料が記載してございます。年間、1年目ですが750万円ということで、これは消費税抜きですので、消費税1.08を掛けますと810万円が指定管理料ということになってまいります。これは消費税が10%になった場合、10%になりますので、トータルはその2年目以降の10%をプラスしたものととして4,000万円の債務負担ということでお願いしております。

それから、8番目に指定管理の期間ですけれども、平成28年4月1日から平成33年3月31日の5年間ということで、この可児市市民公益活動センターは平成14年に開館しております。それから、平成17年度から今の指定管理制度になりまして、ことしでもう10年ということになっております。今回の指定管理期間は、この平成28年4月からの5年間ということになります。

それから、9番の公募の状況でございます。平成27年7月に「広報かに」で募集させていただきましたところ、1団体の応募がございました。問い合わせは2件ほどございましたが、結果として応募されたのは1団体ということで、10番にありますように、可児市指定管理者選考委員会において候補者団体として選定されております。

次の3ページに、その選定の採点の結果が書いてございます。トータルで72.4点ということで、先ほど川合課長のほうからも説明がありましたような基準の中で、70点以上なら及第ということで選定させていただいたということをお聞きしております。

先ほど申しましたように、この可児市市民公益活動センターにつきましては、可児市NP

○協会がこれまで10年間指定管理を行ってきております。これは、これまで現行の指定期間の中でモニタリング等も実施してきておりまして、そのモニタリング結果につきましても、うちのほうで四半期に1回モニタリングを行っておりまして、Bという評価を平成26年度においては評価しております。説明は以上となります。

○委員長（野呂和久君） これより議案第103号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もありませんので、これで討論を終了します。

これより議案第103号 指定管理者の指定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第103号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第107号 市道路線の廃止についてと議案第108号 市道路線の認定については一括議題といたします。

それでは説明をお願いいたします。

○用地課長（田中正規君） それでは御説明させていただきます。

資料のほうでございますけれども、資料1の71ページと72ページ、それから資料4の6ページ、あと位置的なものを確認していただくために、資料の5と6に位置図がございますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

今回の市道路線の廃止と認定は、土田渡多目的広場整備事業の進入路整備に関連するものでございます。

まず、議案第107号の市道路線の廃止は、路線の一部が多目的広場に取り込まれる市道6012号線の廃止をするものでございます。

議案資料の5番をごらんください。

まず、図面のほうでございますけれども、左上のほうに示しております、くの字に曲がった南北の路線が市道6012号線でございますが、中間のくの字に曲がるあたりから上の部分、北側でございますが、これが多目的広場の整備区域に入っておりまして、この路線全体を一旦廃止させていただきます。廃止延長は約110メートルほどでございます。

そして、議案第108号の市道路線の認定ですが、議案資料の資料6の図のほうをごらんください。

新たに認定するのは、市道6151号線でございます。

起点は、廃止する市道6012号線と同じ場所でございます、北側へ延びまして、多目的広場整備区域の手前で東側のほうへ曲がっております。その後、広場の南面に沿って延びまして、そして南側に曲がって、現道の市道2号線に取りつくところが終点になります。

この路線を整備して、多目的広場の進入路にする計画でございます。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） ありがとうございます。

これより議案第107号と議案第108号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは質疑を終了します。

続いて、討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

発言もありませんので、これで討論を終了します。

これより議案第107号 市道路線の廃止についてと議案第108号 市道路線の認定についてを採決いたします。

挙手により採決いたします。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

挙手全員であります。よって、議案第107号及び議案第108号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

それではお諮りします。

本日審査いたしました案件に関する委員長報告案の作成につきましては、委員長・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。そのようにさせていただきます。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前9時49分

再開 午前9時55分

○委員長（野呂和久君） それでは、会議を再開します。

続きまして、各部における条例の制定・改正予定又は新規事業について（報告）を議題といたします。

それでは、可児市多文化共生推進計画の策定についてを議題とします。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（川合 俊君） よろしく申し上げます。

委員会資料3番及び計画案をごらんください。

現行の可児市多文化共生推進計画は、計画期間を平成23年度から平成27年度までの5年間としておりまして、今年度がその最終年となるため、現在、計画の見直しを行っております。見直し後の計画期間は、現在見直し中の第四次総合計画の後期目標年次であります平成28年度から平成31年度の4年間となります。

見直しの方法といたしましては、資料の多文化共生計画の56ページを見ていただきたいんですけども、外国籍市民の方3人を含めます多文化共生推進会議において検討を行っていただいております。また、庁内の関係課長によります多文化共生推進計画策定会議を開催し、現在の事業の進捗状況の確認でありますとか、今後の事業の方向性の確認を行いました。基本理念や施策の柱など、基本的には現計画を継続いたします。

主な変更点といたしましては、施策の対象者の表記、言語における共生の支援言語に母語の追加、具体的な施策の更新、目標指標の一部変更、参考資料に用語解説を追加などが上げられます。

まず、先ほど申しあげました施策の対象者の表記につきましては、現在の推進計画では、日本国籍を有しているが外国の文化を背景に持ち、支援の必要な市民も施策の対象に含むというただし書きのもとに「外国人市民」と表現をしておりますが、見直し案といたしましては、国籍についての表記は「外国籍市民」とします。また、日本国籍を取得した人や日本人との国際結婚による子供、帰国子女など日本国籍を有しながらも外国の文化を背景に持つ人は、本計画におきましては「外国にルーツを持つ市民」と表記いたしまして、施策の対象といたします。

次に、支援言語に母語を加えることにつきましては、現在可児市に住む外国籍の子供たちの中には、日本語を話せるが母語に弱く、母語を主言語とする親とのコミュニケーションが薄く、例えば、親は働いていらっしゃるために子供と接する時間が少ないことや、日常会話は簡単な言葉で済んでしまうということもありまして、学校で習うようなしっかりした母語を習得できないという理由によりますけれども、そのため自分のアイデンティティーが持てない子供が大勢います。そのような子供たちに母語や母国の文化について学ぶ場をつくることによりアイデンティティーの確立を助けるとともに、日本語にも母語にも強いグローバルな人材を育成することを目的としております。

具体的な施策の更新や目標指標の変更につきましては、庁内関係課との協議の結果などを踏まえ、現状や現在のニーズに合った内容に改正するものでございます。

推進計画全体の主な内容といたしましては、1から3ページのところが総論になっております。総論では、制定の趣旨や計画の位置づけなどを掲載しております。

また、計画の1ページになりますけれども、やや下の3として、外国の文化を背景に持つ日本国籍の市民という項目を設けまして、先ほど申しあげましたように施策の対象範囲として示しました。

なお、外国籍市民につきましては、用語解説を説明文に入れております。

第2章は、5ページから22ページまでで、国際化の現状と課題といたしまして、データに

よる現状の説明や国・県等の取り組み、国際化に向けた課題等を掲載してあります。

第3章といたしましては、23ページから26ページまでですけれども、基本的な考え方といたしまして、基本理念や施策の柱、基本体系などを掲載しました。ここが推進計画の全体の骨組みとなる部分だと思います。

第4章では、27ページから46ページまでになります。具体的な施策で変更があったものとして、27ページをごらんいただきたいんですけども、先ほど申しましたように、27ページのIの1になりますけれども、母語学習を追加いたしましたして、若い世代への母語教育を実施し、グローバルな人材の育成を推進することを追加いたしました。

40ページの下の方の(2)でございますが、災害時対策の推進につきましては、可児市多文化共生センターフレビアですけれども、それを災害時の多言語支援センターとする旨を記載しました。現在、市の人づくり課の職員や協会のスタッフ、あるいはボランティアの方々が一緒になりまして、水防・防災訓練時にその立ち上げ訓練を実施しておるところでございます。

その他の項目につきましても、現状を踏まえた内容の変更を行いました。

50ページをごらんいただきたいんですけども、50ページは目標の指標です。これは平成31年度の計画終了時の目標を掲載してあります。

この計画ですけれども、期待される効果といたしましては、計画を見直すことによりまして、子供の就学支援や多文化共生の地域づくりなどにおいて、より現状にあった事業の展開が可能になるのではないかと思います。また、子供の教育や日本語及び母語支援を継続して推進していくことによりまして、今後のまちづくりの担い手やグローバル人材の育成につながることを予測されると思います。

これまでの経過でございますけれども、平成27年5月27日に1回目の多文化共生推進会議を行いました。平成27年6月29日に多文化共生推進計画策定委員会、これは庁内の課長のレベルの会議でございます。平成27年7月には2回目の多文化共生推進会議、平成27年10月には第3回多文化共生推進会議、平成27年11月30日には第4回多文化共生推進会議など開催いたしましたして、検討していただいた結果を今回報告させていただきます。

今後の予定といたしましては、平成28年1月にパブリックコメントを実施いたしまして、その結果を受けて、平成28年2月に多文化共生推進会議から市長への提言というように考えております。以上です。

○委員長（野呂和久君） それでは、ただいまの御説明につきまして御意見や質疑がございましたらお願いいたします。

○委員（酒井正司君） 質問ではなく、感想なんですけども、多文化共生ということは、まさに外国人と日本人が仲よくこの地域で暮らしましょうという、それで摩擦が起きないように仲よくしましょうということなんですよね。ただ、この言葉を使うとどうしても視線が外国籍の人に優先的に向きそうな気がするんですよ。これは日本独特のあれだと思うんですよ。今、ヨーロッパで難民の受け入れなんかを受け入れている国がありますね、特にドイツ、フラン

スなんていうのは根本的な視点が逆だと思うんですよ。まず国内を見て、外国人を見る。

今のこれを見ると、例えば23ページ、基本的な考え方のところを見ますと、Ⅰの言語における共生、それからⅡの子どもの教育における共生、これ2点とも外国籍に向いているんですよ。これが優先的に前へ来ているというのは、僕は非常に違和感を感じるんですよ。やっぱり共生といたら一番下のⅣ番、地域社会における共生、これが最優先事項だと思うんですよ。その次にⅢ番の暮らしにおける共生、地域社会で暮らしましょうねと。その流れで外国籍の方の言語であり教育というものがついて回るといって、非常に個人的な感想ですけども、どうも目の向けどころが逆のような、「共生」という言葉を使う意味での、もう一度使い方をしっかりと捉えていかないと、本来の言葉だけの共生で終わりそうだなという危惧を持っております。これは感想です。以上です。

○委員（高木将延君） 私も今の酒井委員のお話と同じような感じなんですけど、特に今渡地区なんかは、今外国人の中で可児市は住みやすいというような情報が回っているようで、可児に住んだら楽だとか、住みやすいということでどんどんこちらのほうに来ているという情報もあるんですけど、そうした場合、やっぱり地元の方との摩擦まではいかないですけど、やはり不安等ありますので、地元の方に向けてのそういうサービスというところをちょっと考えていっていただきたいなというのは思っております。

○委員（川合敏己君） 説明ありがとうございました。

私も、今のことに関連してなんです。感想といいますか、やっぱり地域社会における共生というのはすごく重要なんですけれども、先ほど47ページ以降に計画の推進の部分が書かれておまして、役割分担というのがありますね。その次の次に、49ページにその推進体制というのが書かれているんですけども、やっぱりこの役割分担というのを誰がどういう役割をするかというのをしっかり認識した上で、理解した上で動いていかなければ、要するに絵に描いた餅になってしまうと思うんです。この部分をどう市民、特に地域住民の方に落とし込んでいくのかというようなことも踏まえてもう少し考えていかれないと、本当に計画だけに終わってしまうような気がしないでもないですね。そんな気がいたします。

私も下恵土で、可児市の中でも大変集住をしている地域の一つだと思います。そういった意味で、私自信もなかなかこういった部分というのは、議会に出ているから接点があるんですけども、そうでない方というのはほとんどこういうことすら知らない状態で終わってしまうんじゃないかなというふうに、ちょっと感想を持ちました。以上です。

○委員（高木将延君） 計画案の50ページの目標指標のところなんですけど、ナンバー5の2、就学支援の推進で、直近値と目標値で、目標値のほうが低いような気がするんですけど、これは平均でという形で捉えていいんでしょうか。

○人づくり課長（川合 俊君） 今の高木委員のお話ですけども、直近値が89.2で、目標値が78.0に下がっております。それにつきましては、51ページのほぼ横を見ていただきますと出ておりますけれども、外国人生徒の進学率というのは、母数が少ないものですから、結構年によってでこぼこする感じなんです。例えば平成26年は89.2だったんですけども、そ

の前は74.4でありますとか、66.7とございますので、一応これは平均させていただいて、それよりも高い目標ということで、結果的にこれを見ますと10.2%減になりますけれども、平均から見ると目標値としては上がっているという御理解をいただきたいというふうに思います。以上です。

○委員（川合敏己君） 以前入っておりました集住都市会議は今はやめていらっしゃる。4年ぐらい前からやめていらっしゃいますね。特にその弊害はないですか。

○人づくり課長（川合 俊君） 今のところ、そういうことはないと思います。以上です。

○委員（伊藤健二君） 可児市の多文化共生推進計画の今後4年間分を来年度から定めようという議論をしているわけなんですけど、今、川合委員からも出た集住都市会議が前はあって、そのときの主な国籍でいうと、ブラジルを初めとして、もちろん中国もあり、朝鮮もあり、いろいろあったんですけども、やっぱりメインはそのブラジルのということもあったと思うんです。ただ、それが今可児市の人口構成等を見ると大分変わってきておる面もあって、それに伴って居住地点も変遷してきているという流れの中で、今、各委員が違和感を持つ御発言が続きました。

きょうは、これ審議じゃなくて、いわゆる報告を受けて、感想を述べ合っているところなので、これはこれで自由討議的の広がり悪いことじゃないと思って聞いておるんですけど、ただ議会レベルとして、今後、市がこの推進計画をつくって策定をして、この対策を発展させていこう、対応を発展させていこうというこのときに、こういう我々議員の側の理解水準でいいのかなということ率直に思うんです。私自身も十分な勉強をしていないので、どんなふうに人口構成が変わっていったかというのは、私の個人的体験の範囲でしかないんですけど、私の住んでいる場所の土田の栄町の中にも外国人が専ら居住されるマンションが、名前はマンションですけども、いわゆる普通の集合アパートがあるんですよ。その構成員が違うんですよ、4年前とがらっと。だから、東アジアの諸国民が何らかの事情でこっちに来て、フィリピンも含めてたくさん住まれている、やっと仲よくなって挨拶を交わしたブラジルの人とはもう今は離れ離れで、あの人誰だっけという感じの人たちが多くて、そういう意味でいうと、私もちょっと距離感というか、違和感が今出ているところですけども、しかし、地域で共生をしていこうという議論があって、それを今後さらにどういう課題として捉え、発展させるかという政策課題として考えたときに、やっぱりこのままではよくない。違和感を持ったままで、少なくとも議員集団が余りよく理解できませんでは困っちゃうんで、委員会として一度勉強会をするなり、今、パブリックコメントを議員が個人の立場から積極的に展開できればいいけど、そしていろいろ議論交換ができればいいと思いますが、余りこの計画の立論に何か違和感を感じるような感性があるとすると、ちょっとそれは余り積極的な状態じゃないなというふうに思うので、何らかちょっと打開策を考えて、少なくともこの建設市民委員会のメンバーは、こういう政策に対してより積極的な対応ができるような立場に全体が高まる必要があるかなというふうにすごく感じるの、人づくり課長のほうは人づくり課長のほうでいろいろ思うところはあるかもしれないけど、率直な意見交換をしながら

この問題に対処しないと、事は大きいので簡単じゃないし、就労問題なんかも連動してさまざまな影響を与える課題ですので、この問題を大切にして、ちょっと深めないといけないんじゃないかなということをおもうので、委員長・副委員長でまたみんなの意見を聞きながら新たな対応をとってもらえたらと思いますけど、意見のような要請のような変な話ですが、済みません。

○委員長（野呂和久君） 今回、この可児市の多文化共生推進計画、各段落ごとに現状と課題ということで盛り込んでおまして、今回私も読ませていただいて、本当にわかっていない部分もあったかなということをお、案を読ませていただきながら感じさせていただきました。

建設市民委員会として、こうした外国籍の方が人口の5%強いらっしゃるということもありますので、これから可児市多文化共生センターフレビアへ行くとか、いろんな形があるかどうかと思いますので、こうした機会ですっかりとまた認識を一緒に深めていきたいというふうにお考えております。

また、副委員長とも相談をしながら、また事務局とも相談をしながらこうしたことを進めていきたいと思っております。

○委員（伊藤健二君） ちょっと課長にお聞きしたいのは、母語教育の問題なんですけど、日本へ来て生まれ育った人たちが出てきて、その子供が母親等の母国の言語を十分理解できない、日常会話程度のやりとりでしかないということが指摘されたんですね、さっき。今、我々可児市にはばら教室KANI、これは教育分野という形でやられていますけれども、日本語をどう学び、知ってもらおうかと、日本語の語学習慣を含めて小学校生活へ入れるように、中学校へ入れるようにということをやっている側面が主なんですけど、それとは全く別で、教育の分野という意味じゃなくて、日本での外国籍にかかわる部分を我々が教育しようということですか。可児市の側がここの可児市多文化共生センターフレビアを通じてやる。ばら教室KANI側との連携というか、あるいはさっき言った日本語のほうをメインにしているんですけど、位置づけとしては向かい合って、連携し合っているんじゃないかと思うんですけど、全くその辺は連動していませんか、母語教育という点について。

○人づくり課長（川合 俊君） ばら教室KANIなんかは要するに就学のための日本語でございませう。それはばら教室KANIもやっておりますし、ことしから市のほうが可児市多文化共生センターフレビアに委託しまして、例えばひよこ教室とかゆめ教室みたいな就学前の子供たちとか、さつき教室みたいな進学のための日本語教室もやっておりますけれども、それと並行ではないんですけれども、若干ニュアンス的には少し低いかと思っておりますけれども、例えばアイデンティティークライシスの問題とかございませうので、例えば大きくなってから来た子についてはある程度母語が話せるわけでございますけれども、そうでない、例えば日本で生まれたりとか、あとは小さいころに来た子供につきましてはなかなか母語も本当に不十分なような形で、例えば日本語なんかにつきましては、さっき言ったばら教室KANIとかの支援事業がございませうので、それで結構鍛えられるわけでございますけれども、母語については本当に家族内だけの話になってしまっていて、なかなか鍛えられないということもあり

まして、さっき言いましたようなアイデンティティークライシスとか、単純に本当に家庭内でもなかなか意思疎通ができないということもありますので、そういう現状を踏まえまして、現計画にはないんですけれども、母語の支援についても入れようという観点から今回入れさせていただきます。

ですから、関連性というか、方向が、さっき言いましたようにばら教室K A N Iとか、さつき教室とかひよこ教室と違う観点でございます。それは違う観点でございますけれども、1人の子にしてみたら同じようなことだと思しますので、当然つながってはいると考えております。以上です。

○委員長（野呂和久君） ほかによろしかったでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、これにて質疑を終了いたします。

次の議題に移ります。

それでは、可児市人権施策推進指針の策定についてについてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（川合 俊君） よろしく申し上げます。

委員会資料の4番及び次の指針案をごらんください。

現行の可児市人権施策推進指針では、推進期間が平成23年度から平成27年度の5年になっております。今年度はその最終年に当たるため、指針の見直しを現在行っております。

見直し後の推進期間でございますけれども、現在見直し中の第四次総合計画の後期目標年次でございます平成28年度から平成31年度までの4年間となります。

見直しの方法といたしましては、平成27年8月上旬ごろですけれども、人権施策は内容が広範にわたりますので、まず各担当課のほうで、現在の指針と昨年度行いました人権意識調査の結果をもとに、現状や課題、方針などの内容を見直しいただきました。特に子供や高齢者、障がい者など人権課題と関係の深い部署につきましては、事業の現状や今後の方針などについて考えて見直しを行っていただいております。

各課から見直された内容をもとにして作成した原案を持って、各人権分野に関係の深い団体の代表者をメンバーとする可児市人権施策推進指針策定委員会を開きまして、指針の見直しを行っていただきました。

この可児市の人権施策推進指針策定委員会のメンバーでございますけれども、資料の裏面でございます参考というところを見ていただきたいんですけれども、人権にかかわる関係諸団体の代表者、可児市人権啓発センター、人権擁護委員可児部会、国際交流協会、可児市健友連合会、自治連合会、保護司会などの皆さんから成る10名の方と、有識者として市の顧問弁護士の方、合計11人にお願ひしました。

見直しの内容といたしましては、基本理念や指針の方向などは基本的に継続した内容になっておりますけれども、現行の人権施策推進指針の策定から既に数年を経過しておりますので、施策の推進状況や本市を取り巻く社会情勢について見直した内容としました。

主な変更点でございますけれども、今回は現在の推進指針の期間満了に伴う後継指針としての策定となりますので、基本的な考え方や指針の方向の変更は行っておりませんが、現状に合わせた変更を行っております。主なところを申しますと、16ページの今後の方向性のところですが、**「マイナス10カ月からつなぐ・まなぶ・かかわる子育て」**の指針に伴う方針を反映した記述とさせていただきます。

また、各分野における関連法規についての記述の変更をしております。例えば、46ページ、47ページの年表につきましては、現行計画以降に新たに施行された人権関連の法律や国内外の動きを加えた部分でありますとか、指針を策定した後で平成22年、平成26年の2回にわたって可児市の人権啓発センターと市民人権調査を行いましたので、その分野における調査の結果をそれぞれ入れさせていただきました。それはグラフで掲載しております。法務省が言っております人権課題は17ございますけれども、当初、現行の指針策定から追加された項目といたしましては、東日本大震災に伴う人権問題があります。

40ページの10番の性的指向でございますけれども、用語説明、L G B Tなんかの説明について加えさせていただいたり、先ほど申しました東日本大震災に伴う人権問題についても追加した表記をしております。

期待される効果といたしましては、今回の指針の見直しによりまして、各重点分野となっている関係の深い部署において現状に合った人権を意識した事業を展開することになると思っております。また、近年になって注目されるようになりました人権問題、例えば性的少数者の問題などですとか、新たに発生しました人権問題、先ほど申し上げましたような東日本大震災に起因する人権問題についても配慮した市政運営になるための指針と期待しております。

指針の特徴といたしましては、先ほどもお話ししましたような法務省が示す人権課題は17項目あります。本市の指針案の目次のところを見ていただきたいんですけども、第3章になりますけれども、分野別の施策の推進ということで、分野ごとに本市に関係の深い6分野、女性、子供、高齢者、障がい者、同和問題、外国人について単独の記載をしております。

また、済みません。たびたび飛んで申しわけないんですけども、15ページの子供の分野につきましては、可児市の人権施策の一つの特徴といたしまして、子供のいじめを人権問題と捉えまして、市長部局に担当組織を持っているということの表記などの記述をしております。

これまでの経過といたしましては、平成27年8月上旬、人づくり課と先ほど申し上げましたような関係部署での指針の見直しの協議を行いまして、平成27年9月15日と10月27日に可児市人権施策推進指針策定委員会を開催いたしまして、検討していただいた結果を本日報告させていただきます。

今後の予定といたしましては、平成28年1月にパブリックコメントを実施いたしまして、その結果を受けて、平成28年2月に策定委員会から市長への提言というふうに考えております。以上でございます。

- 委員長（野呂和久君） それでは、今の人づくり課長からの説明につきまして御意見とか、また質疑がございましたらお願いいたします。
- 副委員長（勝野正規君） これの実際の実務をやっていくのは可児市人権啓発センターと解してよろしいですね。
- 人づくり課長（川合 俊君） これは計画ではなくて、指針なんですね。ですから、施策の方向性を示すということで、それは当然市の担当課もごさいます。可児市人権啓発センターは、啓発の部分におきましては人づくり課と連携をとりながら進めていくということで、施策は市の施策でございます。以上です。
- 副委員長（勝野正規君） 確かに人権啓発センターの予算が、きのう予算書を見ておったら580万円とあるんですね。多分人件費を含めて全ての啓発から相談業務とか講演会を含めてなんですけれども、可児市として子供のいじめということもやっぱり重要な人権問題ということで捉えているなら、本当に一生懸命啓発するということでしたら580万円の予算で足りているのか、もっと予算を組んででも啓発・相談とか積極的にやっていくべきではないかなということをお願いしておきます。
- 委員（伊藤健二君） 用語解説等の中身の問題なんですが、その他の人権問題の36ページ以降で、1つ、北朝鮮当局による人権侵害、40ページの⑬番、用語解説、これは「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」があるので、北朝鮮当局という言葉が、この法律のほうは人権侵害問題というふうに書いてあるけど、北朝鮮当局による人権侵害というのが用語になっておる。これは、それを持ってきたからそこに書いてあるということなんですか。朝鮮民主主義人民共和国という彼らが主張している国名についてはあえて書かない。この辺についてはどういう見地でまとめたんですかというのが1点。
- それからもう1つは、⑭番の東日本大震災に起因する人権問題は、大体書き出せているのか、もう少し何が問題なのかがわからないんだけど、風評等に基づく差別的取り扱いなどの人権問題、具体的には何、どういうことになるわけ、そこをちょっとお願いします。
- 人づくり課長（川合 俊君） まず、北朝鮮当局による人権侵害ということですが、基本的には法務省の人権擁護局から17の人権問題が出ており、現行計画もそうなんです、この部分につきましては、国の法務省の出しておりますところをほぼ同じように踏襲させていただきました。
- あと、東日本大震災に起因する人権問題につきましても、これは基本的に法務省の人権擁護局が言っております人権課題として上げさせていただきまして、具体的という御質問がありましたけれども、それは、例えば農作物の風評被害であるとか、そういうことによって差別的な扱いがあるということだと私は理解しております。以上です。
- 委員（伊藤健二君） 東日本大震災に起因する人権問題、これは人権問題として捉えているので、今、具体的な中身は何ですかと聞いたら農作物被害等の風評被害と言ったけど、人権問題でその放射能に侵された農作物のあれこれの問題等を同列で扱っているわけじゃないでしょう。あくまで人の人権にかかわる問題としてこの文章の中では位置づけているはずなん

ですよ。だから、さっき事例を出したのは、結婚にかかわる相手が適正であるかないかというような、結婚の議論にかかわって、人の住んでいた場所など、要するに憲法に保障された内容じゃないわけですよ。放射線被爆という問題をさらに絡めて、そういうような問題を出そうとしていると思うんだけど、ちょっと漠然過ぎておるといえるか、記載が不十分じゃないかと僕は思ったんだけど、どうなんでしょうか。

○人づくり課長（川合 俊君） ちょっと説明があれでして、今おっしゃいましたとおりですけども、基本的に放射能の問題で、その地域に住んでいる人をとということではいろんな差別があるということの人権問題です。説明がちょっと間違っております。済みませんでした。

表記的には漠然としておるとは思いますが、基本的には、先ほど申し上げましたような法務省が言っております人権問題として紹介させていただいているということでございます。以上です。

○委員長（野呂和久君） 他に御発言はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

それでは、発言もないようですので、次の議題に移ります。

次に、可児市一般廃棄物処理基本計画の改定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○環境課長（高野志郎君） それではお願いします。

本計画につきましては、本年9月議会の当委員会で計画の目的及びその策定方法とかスケジュール等については御説明申し上げます。それ以降、市民アンケート調査は平成27年9月に行いました。それとあわせて廃棄物減量等推進審議会で審議をいただいて、今回案として、資料5としてお配りしておりますので、その中身について、簡単でありますけれども説明させていただきたいというふうに思っています。

資料番号5です。

本計画は、第1部としてごみ処理基本計画、これは3ページから、第2部として生活排水処理基本計画、これは77ページから、その他、アンケート調査等の資料編をつけまして構成をしております。

第1部のごみ処理基本計画につきましては、第1章で、まずごみ処理に関する基本的な事項の整理を3ページから31ページでしております。第2章で課題の整理、第3章でその排出量の推計、37ページから59ページということで、第4章でごみ処理基本計画というふうな構成になっております。

このごみ処理基本計画の基本理念及び基本施策について、これは65ページからなんですけれども、柱などは前計画、これは前に10年計画を立てておりましたけれども、そのときから基本的には継続しております。これにつきましては、ごみの減量というのが大きな柱というふうになっておまして、それに伴って施策を打ち出しております。

その施策で主な変更点としましては、先ほど申し上げましたとおり、市民、事業者アンケートの結果の反映をさせていただいたり、それから、ことしの7月に個別リサイクル法とか

いろいろありまして、その中で特に食品リサイクル法の新たな基本方針が示されました。特にその中で食品廃棄物の発生抑制、これは施策でいきますと8番と14番、67ページと69ページの14という部分で食品廃棄物の発生抑制を上げさせていただきまし、あと、食品循環資源の再生利用等の取り組みをするというのが先ほど基本方針に上がりましたので、68ページの施策11. バイオマス事業の導入検討というのを新たに追加させていただいております。

また、それとは別に、施策23番です。72ページ、災害ごみへの対応ということで、災害廃棄物処理計画の見直し、現にあるのをさらに見直しをするということで追加をさせていただいております。

これが第1部のごみ処理基本計画の大きな変更点ということになっております。

次に、第2部の生活排水処理基本計画、これは77ページからです。

これにつきましても、第1章で基本的事項の整理をさせていただいて、第2章で課題の整理と。それから第3章で生活排水処理基本計画、これは90から98ページとなっております。この生活排水処理基本計画につきましては、基本理念、それから基本施策につきましては、言葉的には若干変更しておりますけど、基本的には前計画を継続しております。

簡単ではありますが、大体計画については今こういうふうに進めさせていただいております、今後のスケジュールにつきましては、平成28年1月5日から25日にパブリックコメントを行いまして、その後、平成28年2月に可児市の廃棄物減量等推進審議会から市長への提言をするという予定で今進めさせていただいております。以上です。

○委員長（野呂和久君） それでは、ただいまの環境課長の説明につきまして御意見や、また質疑がございましたらお願いいたします。

○副委員長（勝野正規君） 質問じゃないんですけども、ごみの減量をやっていくときに、今、エコタウンって非常に人気が高いというか、利用客が多いじゃないですか。この審議会の中では、計画をつくられるときには意見はなかったでしょうか。あればありがたいなという感想です。

○環境課長（高野志郎君） そういうお話は審議会ではいただきませんでしたけど、そういった取り組みを今後していくという、実施するかは別にして、考えていこうというふうになっていきますので、将来的には、これは10年の計画なので、それも加味しながら施策にはちょっと入れさせていただいておる部分があると思います。

○委員（酒井正司君） ちょっと大きい話ですけど、世界的な動き、今度のC O P 21を意識した連携というようなことは今後どういうふうにお考えでしょうか。

○環境課長（高野志郎君） 先ほどの説明の中で食品リサイクル法の話させていただきましただけど、今まで生ごみを燃やしておって、それで二酸化炭素が出るという話、それを再生利用していこうというのが基本の流れです。その中の1つが、先ほど施策11でバイオ的な導入を検討していこうというのが、C O P 21でいくと入っているかなと考えております。今まで焼却していたものを再生利用していこうというのがその流れの一つかなと思っています。

○委員（酒井正司君） もう1点、前にも1回質問したことがあると思うんです、焼却設備で

プラズマ処理していますね、最終的にね。これは残滓のボリュームを小さくするということが非常に大きな効果があると思うんですが、ただ電気の消費量が莫大で、自治体によってはもう廃止するところが結構あるんですよ。それについて将来への展望といたしますか、お考えはありますか。

○環境課長（高野志郎君） 御存じのように、組合で施行しておりますので、一市町村がそれについて云々という話はなかなかしにくい部分があると思います。と同時に、ささゆりクリーンパークをつくったときに、地元の了解も得ながら、そういうことで了解していただいてやっているのが大前提です。確かに私ども予算を見ますと、非常に莫大な金額がかかっておるなというふうに思って、そこをいかに減量して、使わないようにしていくか。くどいように言いますと燃やさないという部分でバイオ的な再生利用という部分で、そういうことで何か考えられるかなと思っています。答えになっていませんけど、一市町村ではなかなか組合の処理まではお話はちょっとしにくい部分があるということで御理解していただきたいと思っています。

○委員（伊藤健二君） 施策11のバイオマス事業の導入検討ですけど、ここでいうバイオマス事業というのは、可児市の中でバイオマス産業をさらに進めようという、産業も事業も同じ意味で使っているんだと思うけど、私が聞きたいのは、今バイオマス産業、もしくは事業といわれるものはどれくらいまで広がってきているという認識で、それを今度は都市構想として進めましょうということ呼びかけているようなので、どういう方向の規模、内容を目指そうという話なのか、簡単に結構ですが、御説明ください。

○環境課長（高野志郎君） これにつきましては国のほうも力を入れております。先ほど言いましたように、再生利用していこうというのが基本の流れです。

今、可児市の場合は、御存じと思いますが、再生可能エネルギーの提案事業ということで、企業が、いわゆる家庭から出る廃棄物をバイオマスにという提案をいただいております。あと、あわせて木質のバイオマス、これも市内の業者で今進めてみえるところがあります。そうしたことで、一つのそういうグループをつくるためにバイオマス産業都市という、これは7府省の省庁が連携してやっている、そういう構想があるんです。例えば内閣府、環境省、農林水産省とか、そういうところが連携してバイオマス産業都市を進めていこうという制度がある。また、これは細かく説明しますが、そういった構想の中で認定をしていただきますと、それは市として連携をどうやってとるか、いわゆる民間業者と行政とどうやって連携をとってバイオマス事業をやっていくかという、そういう構想はまたあります。それを、今ちょっと模索はしておるんですけど、例えば、今の廃棄物系のバイオマスと木質系のバイオマスを活用しながら、地域へいかに還元していくかというような構想を今組み立てようというふうに考えています。市内業者ではその辺についてもお話を、ここまで踏み込んだ話といたしますか、今しつつありまして、実はこのバイオマス産業都市というのを全国で100カ所を、一応国は目標としています。その中でほとんどが北海道とか農村地とか、そういった部分が多いんですけども、一応可児市にも手を挙げる業者がいらっしゃいますので、そういった

ところと連携して検討していこうというふうに思っているところです。バイオマス産業都市という構想があって、その認定を受けることによって国からの支援もいただけますし、さらには、もう少し具体的にいきますと、補助金等も含めて、そういったことも可能になるということをお聞きしておりますので、そういったことも加味しながら検討していきたいという思いです。

○委員（伊藤健二君） 今、地域還元という言葉が使われたんだけど、ホームページ等で経済産業省のエネルギー関係を見ると、いっぱいいろんな再生エネルギー関係も含めてずっと出ていますね。地域還元と言われているのは、メタン化を図って、それを燃料化して、そいつで電気を起こして、その電気を返すという意味なのか、あるいは実際にバイオマス電源装置がありますよね。大王製紙株式会社にもあるけど、ああいうNEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）関係でやってくれるようなでかいのから小さいのまで含めて、それもそういう形で還元するという、いわゆるエネルギーの戻しという意味なのか、それとも国から地域事業者への支援を助成金・交付金で支援するという意味なのか、その辺ちょっと簡潔にお願いします。

○環境課長（高野志郎君） 地域還元といいますと、中身はこれから構想を練っていくんですけども、例えば熱利用できる部分がある、そういう構想も出てくるだろうし、今の提案については熱利用という部分がありますし、それからエネルギーというのは、発電はちょっと別かもしれませんが、特に熱利用部分が多いかなと。

あと、補助金云々というのは、バイオマス産業都市の認定をとることによって、その中には民間の人たちも当然入っていただきますので、そうすると設備的に、これは補助金は物すごくたくさんあるので、今その辺もちょっと考えていますけど、バイオマス産業都市の認定が条件になっている部分が結構多いので、そういった意味でとらせていただいて、事業者には負担がかからないようなという、そういう意味です。

○委員（川合敏己君） なかなかそういうことができる企業というのは少ないと思うんですけども、そういう都市認定を受けたことによって国のほうから補助金がいただけて、それが基本的にはほとんど補助金で支援ができるというような、そういう意味合いでとってもよろしいんですかね、ちょっと細かくて恐縮ですけども。

○環境課長（高野志郎君） 基本的には民間の事業者がやっていただくことになります。ハード的には民間事業者がやっていただく。行政がやることはソフト的な応援ということで、その一部として、そういう認定をとれば一部が補助金をいただけるというような制度があります。これについてはまだまだ私も勉強不足の部分もありますけど、今そういった流れの中で、いろいろ国ともお話をさせていただいているのは事実です。バイオマス産業都市認定をとるためにはどうしたらいいのかとか、連携をどうやってやっていくのがいいのかとか、そういったことを今、国のほうとも協議をさせていただいております。

○委員（酒井正司君） バイオマス、新しい取り組みということで結構だと思うんですが、ただ現状のシステムの洗い直しといいますか、もう一回見直すと。例えば生ごみでいえばEM

ボカシというのは全国に先駆けて、非常に注目を浴びましたが、非常に影が薄くなったというか、じり貧ですよ。あと、リサイクルでいうと集団回収が本当に目を覆うばかりの衰退になっているなどということ。ただ、エコドームに関してはやや上向きかなという感じですよ。この辺、どういうふうに思うかということと、やはりEMボカシというのは今のバイオマスに近いような、直に土に帰るわけですし、それから回収費用の、例えばPTAの補助金が大幅に減らされたということなんか影響していないかということね。どんどん減っていますね、数量が。それからエコドームは何で支持されているかというのは、よその自治体の焼却施設は個人で持ち込めるところが多いんですが、ささゆりクリーンパークは設置段階から地元との協議でできなかったはずですが、そのかわりをなしているのがこのエコドームだと思うんですよ。そうすると、このエコドームをもうちょっと広域に展開できないかなと。特に、いわゆる生活スタイルが規制されるんじゃない、自由な時間帯に持ち込めるということで、いわゆる市民目線での取り組みになるかと思うんですが、このエコドームのもう少し幅広い展開というようなことはどうですか。

○環境課長（高野志郎君） 今の資料の114ページをちょっとごらんいただきますと、市民アンケートをさせていただいている部分があります。これが、特にアンケートで重要にさせていただいておりますけど、それぞれの資源物の処理、いろいろあります。段ボール、ペットボトル、トレイ、瓶とか、それをどこに出していますかというような市民アンケート。これを見ていただきますと、市の資源回収、それからエコドーム、それから地域の資源回収、スーパー等の店頭回収という部分、ここら辺が、今スーパーの店頭で回収するのがかなり多いと。これが、いわゆる先ほどの集団資源回収の減にもなっているというのがここで読み取れるのかなと思っています。かといって、店頭回収をだめですよというわけにはいきませんので、そこら辺をちょっと考えていく必要があるかなと思っていますけど、ただ、今行政ができることは、スーパー等でも店頭回収をやっていますよというのを逆に、よそのところではそれをPRするところもあるんですよ。市民にとっては利便性が高まるし、市としても資源をまた再活用していただけるので、ここら辺が非常に、このアンケートからも読み取って、なかなかその辺の施策的にはどういうふうに展開していけばいいのかなというのはまだちょっと考えている最中ということですね。アンケートを見させてもらうと、スーパーでの部分が多いです。

○委員（高木将延君） ごみの減量対策というような形でお話しいただいていると思うんですが、総量が減るといふより、多分いろんな形で分別して資源に回していこうというようなお話だと思うんですけど、そういった場合、今後市民の方の分別に対して負担がかかるだとか、その分別の方法、あと分別に対して市民への補助ですとか、分別を対応している自治体とかに指導するなり何なりという、分別が今後重要になってくるということに対しての市側から市民への負担軽減みたいなことというのは何か対策等あるのでしょうか。あくまでも市民の意識をお願いして、分別をお願いしますという啓発だけにとどまるのかということですよ。

○環境課長（高野志郎君） こういうごみ行政は、市民の方の協力なくしてできないというふ

うに思っていますので、負担はなるべくお願いせずに、とは言っても市民の協力が必要という部分で、ずっと可児市独自の分別方法があります。ごみ行政というのは非常に地域地域によって分別の仕方とか、伝統と言うのがいいのでしょうか、そういう部分があって、すぐにぱっと変えるというのはなかなか難しいのかなと。よそのまちへ行って、隣さんは廃プラスチック類の分別をされたんですね。可児市は、御存じのように廃プラスチック類はやっていませんけど、これは物すごい負担がかかるということです。そういったこともいろいろ鑑みながら、自治会なり、市民の方の声を聞きながらやっていく必要があります、ある程度そこら辺の兼ね合いが難しいのかなというふうに考えております。基本的には、先ほど施策的には今までのを継続してお願いをしていこうというふうに思っていますけど、また改めて国の法律、先ほど個別法律があるというお話を、食品リサイクル法もそうですし、容器包装リサイクル法とかいろんな法律がありますが、それが変わってくれば、またそれは市としても対応していく必要が出てくるかと思うんですけど、今のところはこの現状でやらせていただきたいと思います。市民の方に負担をかけない方法で、かつ法的にも適用できるように考えていく必要があるかなと考えています。

○委員（川合敏己君） ごみの適正処理に関する課題ということで35ページに記述がなされておりまして、65ページ以降に基本施策ということでいろいろ打ち出されておりまして、先ほどの多文化共生推進計画にも絡んでくるかもしれませんが、基本的に外国にルーツを持つ市民のごみ出しの問題というのは、やっぱりここ、集住している地域にとっては頭の痛い問題としてあるんです。それは1つ、施策1の市民の自主的な活動につながるPRの推進の中に込めてしまうのか、それとももう1つそういう項目をつくって力を入れてやっていくというやり方もあるかなとは思いますが、この点についてはどうお考えになりますか。

○環境課長（高野志郎君） 私も先ほどの質問をうーんと思いつつ聞いておりました。実は、毎年実施計画というのをつくらせていただいております。その中で、個別のやつはないです。これは10年以下の計画ですので、毎年実施計画をまた新たに作りますので、その中でそういった施策も入れさせていただくこともできます。

今、川合委員が言われたとおり、外国の方についても非常に問題があって、うちのほうも極力、ほとんどの人がアパートなりにお住まいの方なので、それと管理人とか、そういった方とも連携しながら、ポルトガルとか英語とかのパンフレットをつくっていますので、ポスティングもやっていますが、なかなか理解をしていただけない部分もある。そういったことの取り組みをさせてもらおうと。この中では、申しわけないですが、その施策1のほうでやらせていただくということでございます。

○委員長（野呂和久君） それでは、発言もないようですので、この件に関しましては以上で終了いたします。

長時間になりましたので、ここで午前11時15分まで休憩をとりたいと思います。お疲れさまでした。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時13分

○委員長（野呂和久君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、事前質疑を議題といたします。

市道27号線の道路改良についてを議題といたします。

質問者である伊藤健二委員、質問事項の説明をお願いいたします。

○委員（伊藤健二君） 事前質疑を通告しましたので、よろしく申し上げます。

先般行われました議会報告会で、桜ヶ丘ハイツの住民の皆さんから市道27号線の改良遅延について御意見がございました。2012年3月議会で伊藤壽議員、同12月議会で当時の小川富貴議員が一般質問でも対策をただしておられます。以来3年がたちましたが、問題箇所は次の点ではないかということがございます。

大森地内の市道27号線交差点で市道43号線との交差、それから市道44号線松伏の交差点を経由しまして大森新田交差点までの間のようであります。この部分につきまして、1つ、市道27号線の整備につきまして、市の基本方針、対策の内容及びこの3カ年の進捗状況、到達点はいかがでしょうかという点です。

2つ目は、都市計画道路が16メートル幅で拡幅、まちづくり幹線道の計画があるわけですが、この概略設計というのはできたのでしょうか。これができているということであれば、どういう方向でこの道路改良がなされるかのアウトラインがわかろうかということでありませう。

3つ目は、前段の地域住民との現地におきまして、こうした改良案の提示や説明協議というのは、2013年、当時の答弁から推測しますと、ぼちぼちできるのかなというふうに推測されますが、そうした地元住民への説明協議というのは済んだのでしょうか、この点であります。

それから、大きな2つ目としまして、大森川の河川管理道路を対策として改良いたしました、この成果と課題はどういう状況でしょうか。とりわけ大雨時であるとか警報時等々、この間の利用実績やPTAとの連携の実績はどこまで進んだのでしょうか。地域住民の納得を得ていく上では大きな課題であると思っております。よろしく申し上げます。

そして、3つ目の問題は、今後の見込みはどうかということでもあります。できれば現時点での市道27号線整備日程を明示していただきたいということでもあります。よろしく申し上げます。

○委員長（野呂和久君） それでは、この件に関しまして、執行部の説明を求めます。

○土木課長（丹羽克爾君） お願いいたします。

まず、質問の1点目でございますけれども、市道27号線の整備に関する市の基本方針でございます。

今、伊藤健二委員がおっしゃられましたように、平成24年3月の議会でお答えいたしましたとおり、当該路線につきましては、片側の歩道を小・中学校や高校に通う多くの児童・生

徒が利用しておりますが、十分な幅員が確保できておりませんので、整備の必要性があるというふうに認識しております。

続きまして、対策の内容でございますが、現在片側のみの歩道でございますので、もう一方の側にも設置いたしまして、両側に歩道を設置するということを想定いたしております。

進捗状況でございますが、平成27年度までに、大変申しわけございませんが、概略設計には着手いたしておりません。

ということで、次の質問でございますが、まだ都市計画道路の概略設計はできておりません。

そういうことで、その次の質問でございますが、前段の地域住民との現地での案の提示ですとか設計協議は、概略設計に未着手でございますので、提示できる案がございませんので、説明協議も未了ということでございます。

次の御質問でございますが、大森川の河川管理道路を利用した暫定対策についてでございます。

まず、成果でございますが、旭小学校へ通学いたします児童が見守り隊等のサポートのもとに登校時に河川管理用道路を利用しておりますことで、市道44号線の交差点、これは松伏の交差点から山本橋、市道43号線の交差点までの区間につきましては、歩行者と自転車がすれ違うような点につきましては改善されておると認識しております。

一方、課題でございますけれども、河川管理用道路を利用しておるということでございますので、河川への転落等の児童・生徒への安全確保が課題であるというふうに考えております。

続きまして、大雨時、警報時等の利用実績でございますけれども、河川管理用道路の使用は大雨時等、それから大森川が増水しておるときを除きまして登校時に利用しております。これは学校のほうで判断いただきまして、そういうふうにしていただいております。

P T Aとの連携でございますけれども、P T A等との協議に基づきまして、河川管理用道路の危険箇所への対策を、事前に実施させていただきました。また、市道43号線に横断歩道が新設されました。この通学路のルート変更に伴いまして横断歩道が新設されまして、その新設に関する条件といたしまして、道路照明灯ですとか防護柵を市で整備したところでございます。

今後の見込みにつきましてお答えいたします。

まず、リニア中央新幹線に関する部分でございますけれども、現状ではJ R東海から工事等に関しまして詳細な計画の提示を受けておりませんので、具体的な対応については決定しておりませんが、地域住民や道路利用者、特に通学する児童・生徒の安全確保に関しましては必要な対策を求めてまいりたいと考えております。

続きまして、交付金の縮減に関する御質問でございますけれども、御指摘のとおり、地方公共団体等が行います社会資本の整備や関連する取り組みを総合的に支援しております社会資本整備総合交付金でございますが、こちらは近年、要望額に対しまして満額の交付を受け

ておりません。ただ、そうではございますけれども、要望した事業に対しましては一定額の交付がなされておる状況でございます。また、社会資本整備総合交付金では市の負担額の一部の起債が認められておりまして、これは地方交付税の措置の対象となっております。今回の大森新田交差点から市道43号線までの当該路線は約1.8キロございまして、その整備には多額の費用が見込まれておりますので、事業実施の際にはこうした国の助成制度を活用していきたいというふうに考えております。

最後でございますが、現時点での市道27号線の整備日程でございます。

御承知のように、現在市道56号線、二野大森線でございます。それから市道43号線、これは大森から下切へ抜ける幹線道路でございます。あと市道2211号線、これは羽崎から中部中学校のほうへ行く道路でございますが、こういった大きな事業を実施しておりまして、こうした事業の進捗状況を勘案いたしまして、施工時期を今後検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） これより質疑を行います。

○委員（伊藤健二君） 現行は16メートルじゃないんですね。つまり現行の何メートルかを16メートル幅にして、さらに両側に歩道をつくる。もしくは歩道を含めて16メートルという計画なのか、簡単で結構ですので教えてください。お願いします。

○土木課長（丹羽克爾君） お答えいたします。

現行は約9メートルほど、片側歩道も含めまして9メートルほどの幅員でございます。これを今度は16メートルに広げますが、その16メートルの中には歩道も含まれます。

○委員（伊藤健二君） そうしますと、総勢延べ1.8キロを約7メートルほど拡幅して16メートルにするということなので、雑駁な概算でいいですが、総事業費としては、いわゆるひっかかる、移転だとか等々の問題はちょっと別にしまして、道路を築造するという点でのコスト、これまでの市の一般的な事業費は、1メートル幾らというのは大体あるんでしょう、数字が。それで計算すると、どれぐらいの規模になるんですか。

○土木課長（丹羽克爾君） きょうの会議に入る前に建設部長ともお話しさせていただいたんですけども、おおむね全て込みで9億円ぐらいの事業費ではないのかなというふうにちょっと考えておりました。

○委員（伊藤健二君） わかりました、ありがとうございます。

○委員長（野呂和久君） 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、この件に関しましては、以上で終了いたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前11時24分

再開 午前11時24分

○委員長（野呂和久君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

続きまして、4番の報告事項を議題といたします。

それでは1番目、可児市子どもの読書活動推進計画（第3次）の策定についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○図書館長（細野雅央君） よろしくお願ひいたします。

資料番号は7番でございます。

今回、御説明をいたします可児市子どもの読書活動推進計画につきましては、平成27年9月の建設市民委員会において計画策定に係る頭出しを行ったところでございますが、本日は計画案ができましたのでお示しするものでございます。

本計画は、子どもの読書活動の推進に関する法律の規定に基づきまして、可児市における子供の読書活動に係る基本方針と方策を示し、子供の読書活動に係る各領域の取り組みを策定することで子供の読書活動を推進するものでございます。

計画の策定に当たりましては、市内の幼稚園・保育園、小・中学校、高等学校に対して読書活動に関するアンケートを実施いたしまして、状況を把握することで計画の策定の参考としたところでございます。

また、子供の読書活動の推進につきましては、それぞれの関係機関、家庭、地域などが継続して地道に今行っているところでございます。したがって、第2次計画と大きく変更した点はございませんが、必要に応じて修正や細部について加えたりしたところでございます。

計画案につきましてはできるだけ簡略にして、わかりやすい計画としたところでございます。したがって、コンサルタントなどに委託するのではなく、全て職員の手づくりで策定したところでございますので、多少泥臭さがあるかもしれません。逆に、そうしたことで計画案の遂行に対する実効性が担保されているのではないかと考えているところでございます。

計画策定に当たりましては、有識者、関係機関の代表者、学校関係者などによって構成します可児市図書館協議会において協議を進めたところでございます。

計画の内容といたしましては、第2次の計画を踏襲しつつ、若い世代が住みたいと感じる魅力あるまちの創造の一環といたしまして、子育て支援も含めた子供の読書活動の推進が図れるように策定をしたところでございます。

なお、今後のスケジュールといたしましては、計画案を本日のこの建設市民委員会の後、平成27年12月21日に行われます教育委員会会議においても説明を行います。その後、年明けの平成28年1月5日から26日までパブリックコメントを実施した後、平成28年3月に計画案を策定し、公表する予定でございます。

続きまして、計画についてのポイントであるとか、新たに加えた取り組みを中心に説明をさせていただきます。

まず、1ページをお願いいたします。

策定の趣旨でございます。これまでの説明で述べたとおりでございますが、本計画の計画期間につきましては、可児市の第四次総合計画後期計画及び可児市教育基本計画の後期計画と合わせるため、平成28年度から平成31年度までの4カ年といたしました。

続きまして、2ページをお願いいたします。

目標を子どもたちに読書の喜びと楽しさを伝える読書活動の推進というふうにいたしました。

それから、同じく2ページ、基本方針、3つございます。(1)から(3)がございまして、この中で「(3)子どもの読書活動推進のための普及と啓発を進めます」の中で、いわゆる「マイナス10カ月からつなぐ・まなぶ・かかわる子育て」の一環として読書に関する情報提供を新たに進めていくことといたしました。

3ページ以降が、子どもの読書活動の推進のための方策として、家庭、地域、図書館、学校、幼稚園・保育園における取り組みをそれぞれ示したところでございます。

まず、家庭における子どもの読書活動の推進ということで、4ページをごらんください。

4ページの一番頭にあります3に新規項目として黒の星印がつけてございますが、ここにマイナス10カ月からつなぐ・まなぶ・かかわる子育て支援となる読書機会の提供ということで、既にこれまでやっていることもございますけれども、いわゆる赤ちゃんのときから絵本に関する情報を提供していくというところでございます。

続きまして、同じく4ページの、今度は地域における子どもの読書活動の推進ということで、4ページの4番目に、仮称でございますが、可児駅前子育て・健康・にぎわい空間施設での読み聞かせの実施ということで、これから建設されます駅前拠点施設におきまして、地域のボランティアの方の協力を得て、定期的に絵本の読み聞かせを実施してまいりたいなというふうに考えております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

6ページの8番目と9番目が新しい事項でございまして、8番目、障がい児や外国人児童・生徒向けの図書の充実ということで、例えば障がいのある子供に点字絵本を提供するとか、外国人児童・生徒向けに多言語の図書を充実していくというところでございます。

それから、9番の電子書籍の充実ということで、これは一般に言われるキンドルのような電子書籍ではなく、今の可児市の郷土資料であるとか、そういった資料をPDFにしてホームページで見られるようにするというところで進めていきたいなというふうに思っております。これは、実は今年、平成27年10月にシステムを入れかえたものでございまして、そのシステムのソフトの一環でそういった機能がついておりますので、次年度以降はそういったことを進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、7ページの学校における子どもの読書活動の推進の中で、1番目にあります読書習慣の確立と読書指導の充実ということで、現在、市内の学校で行っております調べ学習というものを今まで以上に推進するとともに、並行読書などを通じて幅広い分野の読書習慣の確立に努めていくというところでございます。並行読書というのは、例えばある作家が書いた

た小説なんか教科書にたまたま載っているということで、その作品1つだけをとると、その作家はこういう人かなというふうに先入観が植えつけられる可能性があるんですけど、教科書に載っていない同じ作家の書いたいろんな作品を読むことで、実はこの作家はこういうことをいつも考えているんだとか、こういうことに関する小説とか書き物を書いてみえる人なんだなということで、1つの作品だけを捉えてこの作家はこういう人だというふうに捉えるのではなく、広くその作家の人物像に迫るといえるものだと思います。

それから、8ページの7番目、学校司書による読書環境づくりの推進でございます。これは今まででもやっておりましたけれども、今回、これまでの計画には特に位置づけがされておりましたので、今回加えたということで、全ての小・中学校に配置されている学校司書の資質向上に努めて、いわゆる学校における読書推進を図っていきたいというふうに考えております。

続いて、飛びまして10ページになります。

10ページにつきましては、これまでの子どもの読書活動推進計画に係る目標、基本方針、方策と取り組みを体系的に表示したものでございます。

11ページ以降は資料でございまして、12ページから15ページが第2次計画の総括、それから16ページから22ページが読書アンケートの調査報告のまとめでございます。

読書アンケートは、第2次計画の期間中に抽出しました小・中学校7校にアンケートを実施しており、その結果をまとめたものでございます。

23ページから26ページにつきましては、今回の計画の立案の参考とするために行ったアンケートのまとめでございます。

27ページは策定の経過、28ページは可児市図書館協議会の委員名簿というふうになっておりまして、約30ページ弱の計画でございますが、この案をもとに平成28年1月にパブリックコメントを実施し、市民の方から意見をいただいた後に、平成28年3月に計画を策定して公表する予定でございます。以上です。

○委員長（野呂和久君） 御説明ありがとうございました。

これより質疑を行います。

○委員（高木将延君） 電子書籍の話が少し載っていたかと思うんですけど、可児市の資料をそういう形でホームページで閲覧できるということはすごいいいことだと思います。

ただ、一般に出回っている電子書籍に関して、今はどんどん挿絵が立体化したりだとか、音声が出たりだとかということが進んでいるんですけど、そのあたりを読書として捉えるのかどうかという考え方をちょっとお聞かせください。

○図書館長（細野雅央君） これまで小・中学生に対する読書、例えば1年間にどのぐらい本を読みましたかという中には、現在、可児市立図書館の中では電子書籍についてはカウントはしていませんが、やはり、今後、電子書籍というのは間違いなく普及してくるものだと思います。ただ、いろいろ電子書籍の話をお聞きすると、著作権の問題であるとか、そういったベンダーから情報を買うお金が通常の紙ベースのものよりも非常に高いそうございます。

それと、例えばこの本ですね。紙でできた書物は大事に扱えば100年、200年たっても見られますが、電子書籍というのは、その情報が、例えばパソコンのOSが変わるだけで、ひょっとすると見られなくなるとか、そういうまだまだいろんな課題があるそうです。したがって、いろいろお話を聞くと、電子書籍を確かに導入するのはいいんだけど、実際に導入した自治体、特に都道府県レベルの方のお話を聞くと、余り先走るのはどうなのかなというような、そういう意見も聞きますので、当面は通常の小説とか実用書とか絵本とかというものはこれから進んでくるとは思うんですけども、今回の読書活動の推進計画の中に、例えば子供向けの絵本のそういった電子書籍を入れるということはまだちょっと考えていなくて、恐らくその5年後、10年後には何らかの形で入れていく必要があるかと思います。今回、ここに入れてあるのは郷土資料であったり、あと著作権というか、その方の承諾も要るんですけど、以前可児市において手づくり絵本大賞というのをやっていました。そういった手づくり絵本大賞なんかを電子ファイルなんかにして見られるといいなということで、現在、こういったこともできないか、ちょっと検討している最中でございます。以上です。

○委員（酒井正司君） 6ページの8番ですが、障がい児や外国人児童・生徒向けの図書の充実という記述がありますが、障がいはいろんな障がいがあると思うんですが、どのようなことをイメージしていらっしゃるかということ、それから外国人向けとなると、フィリピン国籍の方が今当市が一番多いわけですが、その辺の書籍の入手のめど、例えば海外に結構あるんですね。海外に日本人クラブというのがそれぞれの国にあって、結構幅広い活動で図書を翻訳したりとか、そういう資料もございまして、どのような入手の方法をお考えでしょうか。

○図書館長（細野雅央君） まず、障がいのイメージでございます。特に視覚障がいの方については点字の絵本というのがございまして、もちろん字とか絵の輪郭に点が打ってある絵があります。そういったものを指でなぞりながら、例えば動物の絵であったり、森であったり、木であったりという文字と、その文字とセットになった絵というんですか、その背景がイメージできるような本がありますので、視覚障がい者に対してはそういったイメージを持っておりますし、聴覚の方は実際目が見えますので、基本的には本は読めるだろうというふうにご考えております。

それから、あと知的障がいとか難病の方に対する本については、これはちょっと選書、いわゆるその方にふさわしい本かどうかということをごきちっと選んであげないと、例えば難病患者の中には、いずれ短命で亡くなるというような方もひょっとするといらっしゃるかもしれませんので、話のストーリーの中に、例えば死ぬとか病気になるというような、そういうものが入ってくると、結構それが自分のこととして捉えるということがあるので、やはりハッピーエンドで終わればいいというものではないですけども、やはりそういう観点で、そういった方には本の選書をこちらできちっと選んであげることも必要かもしれませんし、例えばボランティアの方が読み聞かせをするときにもそういう配慮は必要かなというふうに思っております。

それから、外国人向けの本のめどですけど、いろんな書籍の会社がございまして、例え

ばフィリピン語から日本語、英語とかタガログ語から日本語に訳すような、例えば挨拶とか、普通の会話とか、そういった本が結構出回っておりますので、司書が中心にそういったものを選書はしておりますけれども、やはり出回る数も少ないものですから、通常のものよりもちょっと高いというものはあるんですけど、そういうようなものを計画的に予算の範囲内で入手して、蔵書をしたいというふうに思っております。

○副委員長（勝野正規君） 語句の説明だけお願いしたいんですけども、6ページの7番の取り組みのところの図書を選書と配架というのは買うということですよという確認と、10番のバック詰めサービスをもうちょうと詳しく教えていただけるとありがたいです。

○図書館長（細野雅央君） 配架というのは、本を本棚とか所定の位置にしまうという、そういう意味です。よろしいでしょうか。

それから、バック詰めサービスというのは、団体、例えば学校とかキッズクラブとか、あらかじめ登録していただくんですけども、その登録した団体に対して、大体100冊とか200冊ぐらいを箱に入れて一定期間貸し出しをするというようなことをしております。例えば、よくあるのが、学校で修学旅行に行く。まず行き先はどこにしたいかとか、じゃあ決まったらどういふ観光地があるかというような本、旅行雑誌なんかがありますので、そういったものを箱に入れて貸し出しをするというようなことをよくやっているところでございます。そんなイメージです。

○委員（伊藤健二君） 1つだけお聞きします。子供向けの新聞というのが時々見かけますが、子供新聞とか、大人が読んでいる普通の新聞の間に入っちゃっている場合もあるし、その編集社によって、あるいは発行社によってさまざまですけど、そういう概念での対象物としては、この文章の中には特に見当たらないように思ったけど、何か考えがあるんですか。あればお願いします。

○図書館長（細野雅央君） 現在、子供向けの新聞というのは特に購入とか用意はしておりません。この計画を策定する際にもいろんな方の御意見を参考にしましたが、確かに今の子供向けの新聞というんですかね、子供新聞というものについての考えはちょっと含まれておりませんでしたけれども、確かに言われてみれば、いろんな社会情勢とか、世の中のそういったことも必要かもしれませんので、それは新聞で補っていくのか、ヤングアダルト的な書籍で補っていくのか、その件についてはまた持ち帰って、やっぱり子供向けにもふさわしいというんですかね、そういった情報提供に努めていきたいと思っております。

○委員長（野呂和久君） それでは、発言もないようですので、次の議題に移ります。

次に、可児市下水道事業の地方公営企業法適用についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○上下水道料金課長（小栗正好君） それでは、資料ナンバー8をお願いいたします。

可児市下水道事業の地方公営企業法適用について、現在の進捗状況について報告をさせていただきます。

まず、1の概要でございますけれども、下水道事業の地方公営企業法適用については、平

成26年度から平成28年度までの3年間で進めておりまして、現在2年目の中間を過ぎたところになります。

地方公営企業法を適用するとは、下水道事業の財務会計処理について地方公営企業会計方式を採用することを指します。損益取引と資本取引を区分し、経営成績と財政状態を把握することで事業経営の健全性の確保と経営基盤の強化を図っていくことを目的とします。

この法適用化の準備作業として、1つは固定資産の調査・評価、2つ目に法適用移行事務の手続、3つ目に公営企業会計システム構築の大きく3つの作業がありまして、その作業に今取り組んでいるところでございます。

現在、可児市においては平成29年度からの移行を目指して準備していますが、ここにあるロードマップの図の右側にありますように、今回、総務省から、下水道事業においては平成27年度から平成31年度までの5年間で集中取組期間として、3万人以上の団体では平成31年度までに企業会計の適用を義務づける正式通知がなされたところです。

参考までに、全国の公共下水道事業で法適用している事業数は、平成25年度においては3,639事業中538事業で14.8%の状況となっています。県内では、現在2市が法適用を実施しています。

裏面の2番になりますけれども、移行準備業務の進捗状況について、まず(1)の資産調査と評価についてですが、①として、最も時間を要する資産調査・評価ですけれども、可児市が施工した工事に係る資産については、工事台帳や管路工事設計書、そして、これまでの決算書等の資料調査を現在ほぼ終了しているような状況です。次の段階として、設計委託料、工事にかかわった職員の人件費などの間接経費を各資産に配分する作業と、それらの財源のひもづけ作業を平成28年度にかけて行っていきます。

②つ目として、住宅団地から市へ寄附した下水道管渠等の受贈財産の評価作業も①と並行して行っていきます。

③番目としまして、資産評価マニュアルに基づく評価作業を終えた資産は、順次、取得価額と耐用年数、償却率等のデータを会計システムに入力していきます。

(2)の法適用の移行事務についてですが、①として、まず関係部局との調整がありますが、1つは条例規則等の制定・改正事項等の調査、整理を行いまして、改正内容について協議を担当課と現在始めております。今後は、可児市下水道事業の条例・規則等の構成、あるいは内容を整理して、各種の例規を作成していくこととなります。

2つ目として、法適用後の一般会計繰入金に係る財政との協議、それから法適用後の資金繰りなどの協議を行っていくこととなります。

②番といたしまして、特別会計から公営企業法を適用するに当たって、特別会計事業の廃止と新規事業の立ち上げなど、税務署への届け出と、それから総務省への法適用の届け出書類を提出していくこととなります。

③としまして、資産評価が確定してきますと収支計画ができ上がってきます。最終的にはキャッシュフロー計算書に基づく運転資金の確認、それから未収金、未払い金を把握して、

打ち切り決算を平成29年3月31日で行うこととなります。

④としまして、複式簿記に移行することとなりますので、それに対応できるような職員研修等を行っていくこととなります。

(3)の公営企業会計システムの構築についてですけれども、①として、新しい会計システムを導入して、勘定科目、それから予算科目データの整理を行っていますが、今後は固定資産データの入力作業を順次行っていくこととなります。

②といたしまして、今回、起債管理システムを同時に構築しまして、検証作業を現在実施しております。

③としまして、平成28年度においては、官公庁会計方式の特別会計で計上する新年度予算を公営企業会計方式の予算に組みかえて、1年間にわたる試行をしていく予定をしております。

最後の3ページ目ですけれども、これは移行までのスケジュールを現在の進捗状況と今後実施していく事項をまとめたものでございます。

進捗状況については以上でございます。

○委員長（野呂和久君） 御説明ありがとうございました。

これより質疑を行います。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、以上でこの件につきましては終了いたします。

次に、可児市文化創造センターの大規模改修についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○人づくり課長（川合 俊君） よろしく申し上げます。

委員会資料の9をごらんください。

可児市文化創造センターの大規模改修についてです。

築後13年を経過した可児市文化創造センター a 1 a は、老朽化に伴い設備機器の大半が耐用年数を過ぎており、数年後、これは目安として築後15年目から20年目ですけれども、設備機器を中心とした大規模な改修が必要となってきます。

今後、建物を適切に維持していくため、現在、平成26年度と平成27年度の2カ年にわたって施設の現状調査等を行い、施設全体の状態を把握し、施設利用者等が安全で利用しやすい施設となるように、建築基準法の改正に伴う改修（特定天井等）や施設利用者の安全を担保できること、劇場としての機能を損なわず、長期にわたり安定した運用を維持していくこと、設備の長寿命化と機能性の向上を図ることなど、これらの観点から大規模改修の方向性の検討を行っております。

今回報告いたします大規模改修でございますけれども、この概算費用は、平成26年度に行われました第1次調査の完了時点、平成27年3月の数値となります。その中身といたしましては、大部分が経年劣化への対応、あるいは安全性を踏まえての予防、保全的な対応になります。

大規模改修の中で特に大きな金額がかかると思われます特定天井、空調設備、舞台照明について御説明いたしたいと思います。

最初に、建築工事の中の特定天井の改修でございます。

可児市文化創造センター a 1 a の天井の一部は、平成26年に施行されました建築基準法の改正による特定天井に該当するため、今後に予想される巨大地震に備え、その崩落防止等の安全対策を講じるというものです。なお、特定天井といいますのは、つり天井で、高さが6メートルを超え、かつその面積が200平米を超えるものをいい、現在の可児市文化創造センター a 1 a の該当箇所といたしましては、劇場内、ロビー、外部を覆うひさしになります。

次に、機械設備の中の空調設備についてでございます。

空調設備は、おおむね15年で取りかえることが一般的となっており、経年劣化、老朽化に伴う改修を行うこととなります。また、利用者が使うところにつきましては、特に予防保全的に機器の更新などを行っていくこととなります。

最後に、舞台照明設備工事です。

竣工後13年が経過し、舞台照明設備を構成するほとんどの機器が既に生産を完了している状況となっております。一般に照明関連機器におけるメーカーの補修パーツの保持期間は生産完了後6年ぐらいとされております。現在、年間の定期保守点検を行い、劣化進行を食いとめる努力をしておりますけれども、安定した動作維持のための保全改修が必要となってくるわけでございます。

これらの費用につきましては、先ほど申し上げましたように、第1回目の調査（平成26年度）を終えた時点での望ましい水準の改修を行った場合の概算金額であり、改修の方向性や今後の劣化の進み具合、あるいは物価の変動等によって変わってくるものでございます。

その財源といたしましては、合併特例債、公共施設整備基金、または国・県補助金の中で活用ができるものなどを検討していきたいと考えております。

今後の予定といたしましては、現在行っております第2次調査結果も踏まえまして、平成28年度に実施設計を行い、その中で工事内容についても精査していくこととなります。その後2年間、平成29年度、平成30年度の調整期間を経まして、平成31年度、平成32年度、築後17年、18年目に当たりますけれども、大規模改修の実施を考えております。

なお、先ほど申し上げましたように、今回の報告は第1次調査時点における概算的なものでありまして、費用につきましても、大体これくらいの費用がかかるのではないかとということになります。

大規模改修の内容及び費用の詳細につきましては、今年度行っております第2次調査結果等が出た段階、あるいは実施設計の段階で改めて報告する機会を持ちたいと思っております。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） これより質疑を行います。

○副委員長（勝野正規君） ここにも書いてあるけど、機能を損なわず、長期にわたり安定した運用って、やっぱりそれだけ大規模改修をやると、主劇場とか小劇場はいつとき、1カ月

とか3カ月とか、そういうふうに閉めてやるんですね。

○人づくり課長（川合 俊君） それは、実際に細かい工事につきましては実施設計で考えると思いますけれども、特定天井の問題とかありますので、基本的にはある程度休館してやらないといけないかと思っております。以上です。

○委員（酒井正司君） 正直に、またこんなにかかるのかというのが印象なんですけどね。

まず、法改正による特定天井云々、これはしようがないとして、経年劣化の部分について言えば、定期点検も行われていることですし、突発的な出費というのはあり得ないはずだというのが私どもの認識なんです。公共施設整備基金、そういうことを想定しての積み上げをしているわけですが、その想定内の金額におさまるかどうか、その辺、感覚的な数字で結構ですが、教えてください。

○人づくり課長（川合 俊君） 想定の財源につきましては、先ほど私のほうが合併特例債と公共施設整備基金、あるいは国・県補助金で使えるものということをお話ししましたが、公共施設整備基金につきましては約40億円、現在ございます。あと合併特例債でございますけれども、平成32年までに行いますと交付金の算定も比較的有利なものがありますので、そのものでおさまるような想定では考えております。以上です。

○委員（川合敏己君） 御説明ありがとうございました。

この間ありましたスピーカーの件でもちょっとびっくりしちゃったんですけども、今回この概算費用として20億円が出ております。その後、また何か金額の大きいようなものというのは、この可児市文化創造センター a l a に関しては出てくるのが予想されますか、その点だけちょっと教えてください。

○人づくり課長（川合 俊君） 先ほど申し上げましたように、機器の経年劣化がございますので、何年周期かにそういうような大きな工事は当然今後も想定されると思います。以上です。

○委員（高木将延君） 概要のところにもあるんですけど、劇場としての機能を損なわず、長期にわたり安定した運用を維持していくこと、その下の設備の長寿命化と機能性の向上を図ることということがあるんですが、設備機器等で、現状維持の場合と機能が上がった場合というのは、概算で金額は変わってきますか。

○人づくり課長（川合 俊君） 今、お示ししました概算費用でございますけれども、これは基本的に大部分が経年劣化とか予防安全的なものでございまして、今おっしゃいましたような機能性の向上とかにつきましては、ほとんど除いたといいますか、一部でございまして、大部分が本当に機器の更新時期に来ているというものでございますので、そういうふうで、今のところ20億円出ささせていただきました。

それで、先ほども申し上げましたように、これは1次調査といまして、目視調査とか、あとは図面調査等を平成26年に行いました。それを踏まえまして、今現在は実際に実地調査といいますか、そういうものでありますとか、例えば、今指定管理をお願いしています事業団のほうの機器を扱ってみえる方のヒアリングとか、そういうのを行いまして、最終的にま

たそういうふうなことを出しますけれども、今のこの数字からいいますと、先ほど言いましたように、ほとんど経年劣化、予防保全ということが占めておると私は思っております。以上です。

○委員（高木将延君） 概算だということなので、また細かく出るときに、最新機器ではない場合だとかというのも参考資料として出てくると助かるというか、こちらも検討できるかなと思いますのでよろしくお願いします。

○人づくり課長（川合 俊君） 先ほど申し上げましたように、今は本当に中間的な報告でございまして、頭出し的な意味がございまして、今年度、2次の調査を行っておりますし、実施設計に入る段階でもこういう御説明する機会を設けさせていただきまして、そのときにはもう少し具体的な御説明もできるかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○委員（伊藤健二君） 概算費用の算出、大変な中でやっているんだと思ひています。今は頭出しで中間的な報告ということなので、いずれ、またこの費用の明細だとか内部的な検討をした内容も踏まえて出てくると思うんですけど、今ちょっと聞きたいのは、例えば5億5,500万円の建築工事と書いてあるけど、これは可児市文化創造センター a 1 a の、さっき説明のあった高さ6メートル超え、200平米超えの劇場内の天井に張ってある部材が、例えば大きな揺れや振動その他で落下するという危険があるというような判断が、今回建築基準法の改正に伴って、これまでの耐震対応でつくってきた建設方法では足りない部分が出てきているということで、建築の構造も含めて一部見直しをしていくと。つまり、割れたりひびが入ったりして天井板が落下するやつを落下させないような素材にかえるか、もしくは仮に割れておこちる状況が出たときに、それを受ける安全装置をセットする。実際どうか知らないけど、網みたいなものをやっておいて対処するというようなことを、今考えている方式で見積もると5億5,000万円かかるよという見積もりだという理解の仕方になるのかなと思ひましたが、それをこういう工法からこういう工法に変えて、こういう費用がかかりますという明細を出してくれるのは、次の報告を受けるときに出るんでしょうか。それぞれ建築、電気設備、舞台照明等、その辺はどうでしょう、段取り計画は。

○人づくり課長（川合 俊君） 特定天井の改修といたしましては、一応5億5,000万円と出しておりますけれども、その中の、例えば一部といいますか、大部分なんですけれども、大部分が特定天井の改修です。それ以外には、いわゆる劣化部分、建築内部の改修もございまして、そういうものとかございます。

それで、先ほどの後段の話になりますけれども、今現在、特定天井の改修方法につきましては、今伊藤健二委員がおっしゃいましたような、要するに、そもそも特定天井というのを撤去してもう一回つくりなおすとか、例えばもう撤去しちゃうんだとか、あるいは特定天井に落下防止を図るとか、そういうことを今考えておまして、コスト面とかも考えまして、どれが一番有利かなということ今検討している最中でございます。

それで、そういうのも踏まえまして、今2次調査を行っておりますので、ある程度その2

次の段階で御説明できるかと思えますけれども、ただ、実際の話を書きますと、まだ実施設計の段階でも優先順位等もございまして、その辺の検討もありますので、さっき申しましたように今年度末で終わりますので、終わった段階ぐらいで一度また、今回の中間よりも少し進んだ形の報告ができると思えますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。以上でございます。

○委員（伊藤健二君） 具体的なことは平成28年3月以降にまたしっかりした形で御報告いただけるということですね。

○委員（酒井正司君） 具体的な数字はもう少し後ということで、ちょっと気になるのは、こういう施設というのは非常に特殊なものだと思うんですね。ですから、見積もりを調査する会社の選定というのはどういうふうになされるわけですか。

○人づくり課長（川合 俊君） 今、調査をお願いしているのは、香山壽夫建築研究所といたしまして、可児市文化創造センター a 1 a を設計した会社でございます。今、市のほうが委託して調査しておりますけれども、例えば、今実際使ってみえる方の機器なんかの状況のヒアリングをしたりとか、あとは設計の方が見ていただいたりとかした上で、私はちょっと細かくはあれなんですけれども、例えば実際その機器を扱っているメーカーに確認をするとか、そういうふうでやっているというふうに思います。ただ、主導はその香山壽夫建築研究所の方がやってみえるというふうに理解しております。以上です。

○委員（酒井正司君） 調査で見積もりが出て、今度施工という段階になると、入札ですか、そういうステップに入ってくると思うんですが、その段階でまたもう一度業者選定とかがなされるということよろしいですか。

○人づくり課長（川合 俊君） 基本的には特殊な機械でございますので、ある程度そのメーカーも限られてくるということがございます。ですので、当然その調査結果を踏まえまして、市のほうでも人づくり課、あるいはその技術援助を建築士とかにお願いしておりますので、そちらの面からも確認させていただいて、適切な金額ということを出していきたいというふうに思っております。以上です。

○委員長（野呂和久君） それでは、発言もないようですので、以上で終了いたします。

ここで午後0時を過ぎましたが、引き続き、あと1つですので行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

あと、空き家の実態調査等についてが残っておりますので、午後0時を回りましたが、この件だけやらせていただいてもよろしいでしょうか。

〔「手短にやりましょう」の声あり〕

それでは、引き続き、空き家の実態調査等についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。

○環境課長（高野志郎君） それでは、資料は10になります。

今議会の一般質問もございましたけれども、地区別の空き家の実態調査ということで、きょうお示しをさせていただいております。

空き家については環境課、建築指導課、防災安全課、3課で連携しながらとり行っておりますけど、とりあえず、空き家の実態調査については環境課のほうでやらせていただきましたので、報告させていただきます。

一般質問であったとおり、812戸、平成27年11月末現在で、地区別ではこのような感じで空き家があるということです。これを今データベース化をしながら、来年に向けた計画をこれに基づいて策定していきたいというふうに考えておるところであります。これについては以上なんです。

あと、続きまして、次の10の2のほうです。

○**建築指導課長（守口忠志君）** 私のほうからは、10の2の資料の空き家等の適正管理に関する条例等の対応フローチャートの改正点のみ御説明をさせていただきたいと思えます。

この改正点につきましては、図面の左より、情報提供をいただいた場合の事前調査は、以前のフローでは環境課で対応となっておりました。それで、現地調査までが環境課ということで対応になっておりましたが、実務をしていく中で、それぞれの課、環境課、防災安全課、建築指導課で、その部分はそれぞれ調査表を作成して情報を収集していくということでフローが変わっております。

それに基づきまして、各課で対策調整会議等を開きまして方針を決定していきます。その後、助言指導を行いまして、その次の段階の勧告の後に、空き家等審議会による審議ということが書いてございます。以前のフローでは、勧告後に公表、命令、代執行に対する部分で表記をさせていただいておりましたが、変更後につきましては、ちょっと空き家等審議会が下のほうで鍵の手で勧告前までに空き家等審議会を延ばしております。これにつきましては、特定空き家に認定後、助言指導を行い、指導後改善が見られない場合には勧告を行う前に空き家等審議会を開くことで、このタイミングで行うといいますのは、固定資産税の特例が除外されるということなどもございますので、そこでも御審議をいただくというケースもありますので、その審議と、それから命令前の審議という形でとり行うような形で運用していきたいということでフローチャートを変えさせていただいております。以上でございます。

○**委員長（野呂和久君）** これより質疑を行います。

○**委員（川合敏己君）** まず、これは戸建てでよろしいでしょうかという質問でした。

○**環境課長（高野志郎君）** 戸建てで調査をさせていただいております。

○**委員（川合敏己君）** あと、今回はデータに影響はないようですが、下恵土のところに、星見台が入っているようですので、また訂正をしておいてください。

○**委員長（野呂和久君）** 他に質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

それでは、発言もないようですので、以上で終了をいたします。

ここで午後1時15分まで休憩といたします。お疲れさまでした。

休憩 午後0時15分

○委員長（野呂和久君） それでは、休憩前に引き続きまして、その他議題といたします。

それでは、1項目めの名鉄広見線活性化協議会についてを議題といたします。

今回、これにつきまして議題といたしましたのは、平成27年12月2日に名鉄広見線活性化協議会が開催をされまして、川合議長と私、野呂の2人が出席をいたしました。

その中身につきましては、この後都市計画課から御説明をしていただきますが、出席をしました各団体から、今後取り組むこと、また活性化につながるようなアイデアがあれば、それを提案してほしいというようなお話がありまして、その各団体の中には教育関係、例えば御嵩町、可児市、八百津町の教育長や、また可茂地区の高等学校のPTAの連合会長、また東濃高校、東濃実業高校、八百津高校の校長先生といった教育関係者の方も出席をされておりまして、また経済関係者では、御嵩町、可児市、八百津町の商工会の代表の方、また観光協会の関係の方、また住民代表としまして御嵩町と可児市のそれぞれ自治会の連絡協議会の会長等が出席をされておりまして、それぞれが取り組むことを考えてくるということになっております。

可児市議会としまして取り組むことということもありますが、特に今後名鉄広見線の活性化につながるような提案ができればということで、今回議題として上げさせていただきましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

そして、まとめりました案につきましては、次回、平成28年1月の下旬に名鉄広見線活性化協議会が開催されますので、その席上で御報告をさせていただくことにしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、執行部の説明をしていただきます。

○都市計画課長（田上元一君） それでは、今委員長から説明がございましたので、若干重複するところもございますが、私のほうから、説明のほうをさせていただきたいと思います。

お手元の資料が先般の平成27年12月2日の名鉄広見線活性化協議会の議事のつづりになります。平成27年12月2日に御嵩町の中公民館におきまして第18回の名鉄広見線活性化協議会が開催をされました。

議事の項目としましては、報告事項が1項目と、それから協議事項が1項目、そして、そのほかとして名古屋鉄道株式会社からの情報提供ということで3項目がございました。

まず、報告事項についてでございます。

資料にはございませんので、口頭で説明をさせていただきます。

名鉄広見線の運行支援に関する協定書につきまして、去る平成27年11月2日に御嵩町、可児市、八百津町と名古屋鉄道株式会社の間で締結をいたしたというものでございます。これにつきましては、現在の平成25年度から平成27年度の協定を締結する際に、年度末ぎりぎりになってしまった。それで、沿線の高校へ進学を予定している中学生やその保護者に御心配をかけたという反省から、今回はなるべく早く協定締結につなげていこうということで、名古屋鉄道株式会社側と精力的に協議を行いまして、また可児市、御嵩町、両議会の皆様には

予算措置を9月議会でお願いたしまして、名古屋鉄道株式会社サイドの社内手続も迅速に行っていただいたということで、結果、平成27年11月2日をもって協定締結に至ったということでございます。より早い時期に協定の締結を行ったということで、沿線の高校への進学を目指す中学生の皆さんや保護者の皆さんにはよい報告ができたのではないかなというふうに考えております。

協定の内容といたしましては前回と変わらずですが、御嵩町7,000万円、可児市3,000万円を3カ年支援するというものでございます。

報告事項については以上でございます。

次に、協議事項第1号ということで、資料にございます3、4、5、6がこの内容になります。平成28年度からの3カ年の路線の存続が決定したというのを受けまして、名鉄広見線活性化協議会として活性化計画を定めていくということで、その方向性や基本的な考え方について協議を行ったというものでございます。

まず、3ページのほうをお開きいただきたいと思っております。

名鉄広見線については御案内のとおり、平成22年度からの3カ年、それから平成25年度からの3カ年、それぞれ3カ年の運行継続にあわせて、名鉄広見線活性化協議会において活性化計画を定めてさまざまな活性化策を実施してまいったところでございます。

現在、つまり平成25年度から平成27年度の活性化計画につきましては、目標ということで、平成24年度の利用者数を維持するということといたしまして、1から3、1. 定期券利用者数をふやすための利用促進策、2. 定期外利用者を維持していくための利用促進策、3. 名鉄広見線利用を促すための意識啓発の3点を施策として実施をしてまいったところであります。

しかしながら、結果といたしましては、目標の利用者数を維持できなかったというのが結果ということになります。これだけの結果を見ますと十分に活性化が図られなかったということになるわけですが、一方で、平成26年度に実施をいたしました市民アンケートなどを見ますと、名鉄広見線を存続すべきだと、さらには財政負担も必要であるという割合が、沿線住民の皆さんだけではなくて、その他の地域でも少しずつ増加をしております。地域にとって大変必要なインフラであるという点ではかなり意識が浸透してきていると、そういう意味では、活性化計画を策定して、さまざまな施策を実施してきたことには一定の成果があったというふうに評価ができるというふうに思っております。

しかしながら、今後の人口減少などを考えますと、利用者数が劇的に改善するというのはなかなか考えにくいということで、次期の活性化計画を策定していくに当たっては、利用者数をふやすということについてはもちろん当然であるわけですが、そこだけに焦点を当てることなく、少し切り口を変えていく必要があるのではないのかなというのが我々事務局、特に可児市からの議論ということでの結果でございました。

そこにございますように、矢印の右側にございます。次期の活性化計画の方向性ということでキーワードを幾つか上げさせていただいております。地域内とともに地域外も、それ

から日常とともに非日常も、それから線から面へというような形で、このキーワードに沿った施策の展開を目指していったらどうかというような考え方に事務局としては至ったものでございます。すなわち、これまで名鉄広見線そのものに焦点を当て過ぎていたのではないかなど。少しそれを広く視点を捉えていったらどうかというような考え方でございます。

3つの黒ボッチがありますので、それについて御説明をします。

1つ目として、地域内の日常生活で利用している人向けの施策に加えて、例えば地域外からの非日常ということで、観光であったり、イベントだったり、そういったもので利用される方々向けの施策を積極的に展開していったらどうかということでございます。

2つ目の黒丸でございますが、名鉄広見線そのものの線という考え方もそうですが、それだけではなく、地域全体の核となり、面をつくるツールであるという考え方を取り入れて、この地域や、もっと広域的なまちづくりのツールであると捉えていくというような考え方で施策を展開していったらどうかというのが2つ目でございます。

そして3つ目として、活性化計画として、名鉄広見線活性化協議会メンバーとして御参画をいただいているそれぞれの方々々が役割を果たしていくということ、その3点について方向性を定めたらどうかということになったということでもあります。

さらに、これまでの活性化計画が、どちらかといえば3カ年の固定的な計画であったわけですが、例えば、よくある総合計画の実施計画のような、1年ごとに計画をしっかりと検証して改善をしていくという方向性も必要ではないかなど。そんなところが事務局のほうで議論があり、そして名鉄広見線活性化協議会のほうで御提案をしたところでございます。

4ページでございます。

そして、幾つかの方向性を受けまして、次期活性化計画のコンセプトと基本的な考え方ということで、そこに可児市、御嵩町、八百津町、住民協議関係者、経済関係者が一体となって、名鉄広見線及び沿線地域を活性化するとともに、人と地域を未来につなぐ社会インフラであるという認識を一層高めていくことで名鉄広見線の運行継続をしていくことということで、3つの目標を掲げようというふうに提案をさせていただいております。

1つ目は、地域外からの利用者をふやしていこう。それから2つ目は、もちろんこれまでどおり地域内の利用促進も図っていこう。そして3つ目としては、地域にとって必要なインフラであるという意識をより一層高めていこうと、その3つでございます。

そして、名鉄広見線活性化協議会に参画をしていただいております団体それぞれが役割を果たしていきながら、できるだけ多くの方々がかかわる中で活性化計画を立案して、活性化策を展開していこうとするものでございます。

丸印をつけてあるのが、名鉄広見線活性化協議会に参加をいたします各団体が担う役割ということで、これは事務局で考えたもので、ある意味では全てについて考えるのが正しいのかもしれませんが、各団体の方々それぞれがそれぞれの団体で役割を果たすことができると、それから、それを名鉄広見線活性化協議会へ提案できると、いろいろあると思います。そうしたことを名鉄広見線活性化協議会で議論をして、活性化計画につなげていくということでどうか

ということで議論を差し上げたところでございます。

そして、5ページを開いていただきますと、ここには、皆さんがこれからそれぞれ持ち帰っていただいて考えていただく資料ということで、この地域には面的にもさまざまな資源があるよということ、一方で課題もたくさんあるよと、そうしたことを念頭に、それぞれの皆さんが活性化策について頭をひねっていただくことが必要だということで、一つ書かせていただいているところでございます。

そして、最後6ページでございますが、活性化計画までのフローとして示してございます。

先ほど野呂委員長のほうからも御報告がございましたが、平成27年12月2日に次期の活性化計画の基本的な考え方ということで、今るる申し上げた内容について、一応情報共有をさせていただいたところでございます。それをそれぞれの団体へ持ち帰っていただいて、話し合っていて、アイデアであるとか、あるいは考え方を出し合っていてと。それを来年、平成28年1月下旬に開催予定の名鉄広見線活性化協議会へ持ち寄っていただき、みんなでたいていくと。そして、最後、平成28年3月下旬の名鉄広見線活性化協議会で次期活性化計画として取りまとめると、そんなようなスケジュールで進めていこうというものでございます。

名鉄広見線について、名鉄広見線活性化協議会について、あるいは活性化計画について、それぞれの団体がどのようにコミットメントしていくかということで、アイデアということではなくても、皆さんでしっかりとこういう議論をしてきたんだということを次期の名鉄広見線活性化協議会のほうで御提案、あるいはお話をいただければ事務局としては大変ありがたいなというふうに思っているところであります。

協議事項については以上でございます。

そして、そのほか、あと3ページでございますが、これは名古屋鉄道のほうからの資料提供ということで、報告事項ということでございました。現在の利用状況についての説明でございます。年度別の輸送人員及び輸送密度の推移、それから駅別1日平均乗降人員の推移、収支、それから年度別の通勤定期、通学定期、定期外、合計の利用状況ということで、ことし平成27年9月までの状況について、それぞれ名古屋鉄道の担当者から説明があったということで、これは報告事項としてあったところでございます。

以上、平成27年12月2日の名鉄広見線活性化協議会の内容について御説明申し上げます。以上でございます。

○委員長（野呂和久君） 御説明ありがとうございました。

それでは、進め方としましては自由討議というような形で、資料も事前にお渡しをさせていただいていると思いますので、皆様からいろんな御意見をいただければと思います。また、きょうは執行部の方も同席をさせていただいておりますので、また質問等もありましたら同時並行でお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、どなたか御意見とか、また質疑がありましたらお願いをいたします。

○副委員長（勝野正規君） ちょっと確認したいんですけども、明智駅とか御嵩駅って無料

駐輪場はありましたっけ。例えば新可児駅は有料ですもんね。もしあったら、活性化の得策じゃないんですけども、無料駐輪場があって、無料レンタル自転車があったら、高校生の子でも使ってもらえばいいもので、非常に難しいところがあるけれども、これはサイクリングに御家族で来てくださる人があればいいのかなということで、だから、高校生も自転車を持っていない子も電車に乗ったら、それに乗って学校に行ってもらえばいいんじゃないという安易な考えで発言しております。

もう1点は、ちょっと聞きたいことがあったんですけども、これは名古屋鉄道の資料なんで申しわけないんですけども、収支がありますよね。1ページかな、名古屋鉄道の資料の最初のところに収支報告がありますよね。例えば平成26年度に収入7,400万円というのは、多分乗車賃、定期とか、そういうものだと思いますけれども、支出で2億9,100万円って、あとうちで3,000万円と御嵩で7,000万円と1億で、結局、どう考えても名古屋鉄道としては、あと1億円足して1億2,000万円ぐらいは全く赤字ですよということが言いたいわけですかね。以上です。

○都市計画課長（田上元一君） まず1点目でございますけれども、済みません、自転車のほうは少し知識がなくて、調べさせていただきますが、無料の駐車場につきましては、御嵩町は御嵩駅前に無料の駐車場を整備いたしております。それで、名鉄広見線を使っていただく方々が無料でそこに車を置いて通勤をしていらっしゃるというのがございます。

実は、事務局のほうでは、今、名鉄協商株式会社とかが駐車場を経営しておられますが、例えばその主要な駅に名鉄広見線活性化協議会として借り上げをして無料の駐車場はどうかというのは、案としては出ておりますが、そうすると、それは民業を圧迫するということになりますので、なかなか難しいのかなと。

今、勝野副委員長がおっしゃったように、例えば駐輪場というのは今民間で、可児駅前にはありますが、ほかのところはないですので、そうしたアイデアとしては1つ大きいのかなというのが1点目でございます。

それから、収支の件、2点目でございますが、もともとほぼ1億円の支援というのは、名古屋鉄道と市町村の折半ということで、ほぼ2億円の中の1億円を名古屋鉄道、それから市町村で1億円というような形で、あとそれを可児市と御嵩町というような形で推移をしてくるので、もちろん額はふえてきておりますが、おおむねこの額で推移をしているといったところでございます。以上です。

○委員長（野呂和久君） 先ほど無料レンタル自転車をとということですかね。それは、明智駅と御嵩駅に自転車の無料レンタル自転車があれば、そこまで電車で行って、そこから無料レンタル自転車を使って学校へ行けるんじゃないですかということですね。

○委員（川合敏己君） その手があったかというふうに思いました。議会報告会の中では、名鉄広見線の利用をふやすためにも自転車を乗せて、マイ自転車ですよ。要するに、問題は結局駅からどうやって移動するかという、電車に乗っている間はいいんですけど、そこら辺のところを考えると、やっぱり自転車移動しかないんだろうなというふうに思います。

バスの路線を整備するとか、なかなかそういったものというのはちょっと難しい話だと思います。一番手軽にやりやすいものとしては自転車、いわゆるレンタル自転車というのを整備する。もしくはマイ自転車を乗っけることが電車にできるかどうか、これはちょっとハードルが高いような気もしましたので、初めに私はそれも考えていたんですけども、それよりも無料駐輪場みたいな形でレンタルバイクを設置したほうがより現実的かなというふうに思いました。

○都市計画課長（田上元一君） 今、川合委員のほうから少しございましたバス路線みたいな話でございますが、実は名鉄広見線活性化協議会の中でも名鉄広見線自体に、例えば国や県から補助をするというのはなかなか難しいだろうというのは意見がございました。この中にも、より面的にというか、広域的にというお話があった中に、今、八百津町では杉原千畝という大きな財産ができてきました。それから可児市も花フェスタ記念公園、それから御嵩町も中山道、いろいろなものがございます。例えば、これは県の公共交通課長、それから担当係長からの発言、公式な発言ではないんですが、今の名鉄広見線への直の補助というのはなかなか難しいが、新たな、例えばバス路線というのを観光とか、あるいは通勤・通学というような形で新たな路線を定められた場合には、そちらに県や国のほうから補助を持つてくることは決して不可能ではないということで、我々はどうしても名鉄広見線だけを焦点に考えてしまっていたんですけども、もう少し広い視点で人の動きとか流れというのを考えることで、より国や県からの支援も受けやすいというようなことが、今回の面的なというか、あるいは広域的なというところにちょっとつながっているということも少し添えさせていただきます。以上です。

○副委員長（勝野正規君） JR太多線って、利用状況というのを知っていたら、名鉄御嵩駅までと比べたら、JR太多線は、僕は乗っているというイメージが余りないんで、JR太多線が撤退するとか、そんな話はないですよ。ああいうところはないのかな。

例えば名古屋鉄道が撤退したら、JR太多線ではなくて、JR東海があっちへ延ばしてくれるとか、そんな構想は考えられないですか。

○都市計画課長（田上元一君） 実は、これは市町村、この可児・加茂、あるいは岐阜県を巻き込んだ東海環状鉄道構想というのがございまして、今、JR中央線は複線電化ですが、JR高山線が単線です。それからJR太多線も単線ということで、東海環状鉄道構想、それを岐阜、名古屋、美濃加茂、多治見を環状で複線電化で回していこうという協議会を美濃加茂市が事務局で持っておりまして、要望活動をしていくということなんですけれども、そのJR太多線を複線電化にしていきましょう、JR高山線を複線電化にしていきましょう、それで多治見駅から岐阜駅へ直につながるような路線にしていきましょう、そんなような運動をしていることは確かなので、JR太多線がすぐというのはなかなか難しいのかなと。

あと、名鉄広見線のほうに延ばしていくというのはちょっと考えられないですが、そんな状況です。

○委員（川合敏己君） 本当に何て言うんですかね、結局車に乗る人というのはもう名鉄広見

線を使わないんですよ、それはもうはっきりしているんです。特に可児市の人というのはまず使わない、御嵩町へ行くのに。御嵩町の人、まだ可児市のほうに来るときに使う可能性があるのかどうかわかりませんが、そうすると交通弱者が対象になってくる、もしくは遠方の方が対象になってくるということなんですよ。

1つ、面という話もありましたけれども、僕は名古屋鉄道に乗ったことによって特典が得られるような、そういう考え方というのも一つありだと思うんです。例えば、今ですと郡上市白鳥町石徹白のほうではセグウェイに乗って山林ツアーを組んだりしているんですよ。名古屋鉄道に乗ってきた方に関しては、その分を、例えば割引して、セグウェイに乗って中山道ツアーで行けるというような、例えばそういうような特典を設けるような考え方というのも一つありかなというふうに思いますが。

○都市計画課長（田上元一君） 先ほど川合委員のほうからも御発言がございましたが、名古屋鉄道としても、もうかる仕組みであればどんどん応援をするというお話はいただいております。その中で、我々としては、いわゆる企画物みたいなものというのは、ぜひありだなということを考えていまして、乗ってきて、御嵩町や可児市のどこかのお店と、例えば商工会とタイアップする中で、ある店でランチを食べていただくみたいなことをセットにするようなことだとか、そうすると、例えば今でいう何とかポイントがたまるとかワンセットにするだとか、そういう企画というのはいっぱいあるよねという話は実は名古屋鉄道もしていまして、議長がおっしゃったように、そういう企画物でのものとか、あるいはフリー一切符みたいなのも検討するとか、そういう企画物というの、ぜひ名古屋鉄道とタイアップしてやっていきたいというのが我々としてはあります。恐らく、今回、一番目玉は観光みたいなところでということですし、あと、今我々の可児市のほうでは、毎月1回、名古屋市の中日ビルのほうでPRをしておりますが、そういったものが今度3市町共同でPR活動展開していくというのも大きな仕事じゃないかなということで、そんなようなことも考えているところです。以上でございます。

○委員（高木将延君） 根本的なところでごめんなさいね。新可児駅から御嵩駅が話になっていると思うんですけど、例えば犬山駅から新可児駅の乗降客をふやしてくと、自然にそっちがふえていくというような状況はあるのかどうかというのと、例えばですけど、観光で花フェスタ記念公園に県外から来られて、新可児でおりてバス、これをわざわざ明智駅のあたりにバス停をつくって、そっちから誘導するというようなことまでやっていくのかどうかというのはどうなんですかね。

○都市計画課長（田上元一君） 名鉄広見線活性化協議会の中で恐らく議論になることだと思いますけれども、域外からどんどんお客さん呼び込もうということについては、名鉄広見線だけではなくて、名古屋であつたり、もっと遠くからもどんどんお客さん呼んでこようというのが大きなポイントだというふうに思っております。高木委員がおっしゃったように、犬山市を含めた名鉄広見線を盛り上げていくというのは大前提ですが、それよりもっと遠くからというのが実はありまして、ちょうど今でいうと、名鉄広見線活性化協議会の

ときも幾つか出ましたが、昇龍道プロジェクトという、国が進めている、国土交通省が進めている観光のポイント、例えば杉原千畝記念館なんかは名古屋から直でバスで来てしまいますので、そういう方々が名鉄線に乗っていただくような仕掛けを名古屋鉄道とタイアップしていくとか、そんなようなPR活動をしていくことで少しでも飛躍していこうみたいなことは考えているというところであります。

○副委員長（勝野正規君） 面で捉える部分についてですけれども、私は余り考えは浮かびませんけれども、田上課長の私見でよろしければ、あれば教えていただければありがたいと思います。私見で構いません。

○都市計画課長（田上元一君） 名鉄広見線は御嵩の方が乗られる機会が多いというお話がございましたが、通っているところは可児市の東部というのが多いと思います。我々にとっては、可児市の東部地域というのはこれからのまちづくりの大事な地域であり、それから観光の資源もあります。そうしたものを積極的に取り込んでいこうみたいなところが、実は面というものの根本的な思想でありまして、我々建設部局だけではないですが、そういうものが取り込めるような形に、誘導がしていけるのであれば、もしかしたら本当に面的な広がりというのがどんどん広がっていくのではないかなということは個人的には思っております。以上です。

○委員（伊藤健二君） 協議会の中で各団体がいろんなアイデアや意見を出せということなので、いろんな意見はあるんだろうけど、少し突っ込んで、本当に実現可能性があるのか、またどういう側面を強化したらいいのか、どういう点が見落とされているのかというようなことをある程度の専門性と同時に、意外性も含めてきっちりと押さえるという作業が要すると思うんですね。そのための評議委員であってもアイデアとして募集するというのであれば、それはそれとしていいとは思いますが、その中で、僕がずうっとひっかかっているのは、議会報告会の中で、姫治在住の女性の方が、みずからの健康づくりのためにもプラスという意味で自転車に乗って、この緑豊かな、文化豊かな可児市のいろんな名所、あるいは御嵩町の名所を回って歩くというのが、今、結構静かなブームで広がっているよというのが、さきにくさり話があって、だから名鉄広見線は自転車に乗ってやってもらうようにしたらどうという部分と、その人の話は実はそうじゃなくて、生徒が可児駅まで自転車で行って、名鉄広見線に乗って御嵩駅へ行って、またそこから自転車をおろして学校まで行ったらいいと、もしくは東濃実業高校の場合も似たようなもので、それが現実的かどうかというのは全然検証されていないけど、その2つの話、要するに生徒が使うという場合と中高年の人たちが、あるいは健康づくりで一般市民がちょっと遠出を試みようという趣旨で使う場合と、どちらもそれぞれよさと無理さかげんもそこそこあったりするけれども、ただ、物理的には電車と電車の間か、もしくは電車の前か後ろに、方向によって、常に引っ張っていく。押していくんじゃないで、引っ張っていく形でやれば、簡便な自転車専用車両的なものは、そう莫大な金をつけずにつくれると思う。女性の方が言われた中には、一々しゃべっていないけれども、想像すると電動自転車があるでしょう。マイバイシクルである必要性が何にあるかとい

うと、これだけ山坂があって、小高い丘もあって、要するに土田からこっちへ上がろうとすると坂を上ってくるんですよ。僕は、昔、さつきバスに自転車に乗つけるようにすると、ニセコ町のようにという提案をしたら、まだその時期ではありませんので、またいずれという話でかわされたけど、バスができなきゃ、電車ならできるんだよね、それは。

だから、技術的なできないんじゃないで、やれるけれども、どういうめり張りを観光交流とあわせて広げていくかということで、魅力ある内容とくっつけたら大分現実味が出てくると思うのと、生徒が数百人の規模でみんなが自転車で来るわけじゃないと思うし、だから、人の乗るところと自転車に乗つける場所は区別をするということができれば、朝のラッシュ時間のときには、高校生についてはこれまでどおり電車に乗って、歩いて行きなさいと。御嵩町の歩道も狭いからということでやって、でも、それ以外の大人が朝早くから観光めぐりをしようと思えば、名鉄広見線が利活用できるということになるんじゃないかという考え方もあるので、幅広く、あれがダメだからこれがダメというふうにしなくて、プラス思考でどこまでできるかを考えるべきだということと、それと、無料レンタサイクルのやつを上手に組み合わせれば生きるという道があるというふうに僕は思います。

レンタサイクルは、無料化でやればいいというふうに安易に走らないほうがいいと思う、10円でも20円でも。というのは、どっちにしても、用意すればコストがかかるし、無料だといって乗っていったまま、トンビのように消えてなくなっちゃうと、もうどうしようも収集ができなくなってくるし、一回失敗すると、もうその案は二度とはいってこれなくなるので、レンタサイクルって、百年公園でもやっておったけど、何か余り成功した事例になっていないし、大きな公園でいろいろ貸したりすることがあるけど、それとはちょっと違いますよね。

いずれにしても、自転車というやつと公共交通をどこまで複合させるかというのは、なかなかアイデアも要るし、おもしろいとは思っているので、ちょっと真面目に一回、名古屋鉄道がそういう用意があるのか、ポイントをくっつけたり、フリー切符もいいけど、それはそれでやればダイレクトでもうかるんだけど、利便性を高めるというのは物すごく魅力づくりにとっては欠かせないので、今まで使わなかった層を取り込むための方策に、新たな大きな設備投資でなければやると言っておるんだから、安全上もそんな大きな無理はないんで、真面目に考えてよというやつを一回突き詰めてみてもいいんじゃないかな。以上。

○都市計画課長（田上元一君） 今、伊藤健二委員のほうから出ました、2点、少しコメントというか、1点、先ほど説明の中で、3年間固定にしないで、なるべく1年間やったのを検証して次にやっていこうというのは、実はその辺がありまして、今までですと、3年間計画があっても全然何もなぶらずに、ただ3年やっていましたただったんですけど、なるべくフレキシブルに計画をして、今どんどん新しい案を出しながら、変えながらというふうにしていこうというのが1点あったということと、もう1つは、事務局の中の私案なんですけど、我々事務局と名鉄広見線活性化協議会に参加されている皆さんだけの案ということではなしに、もしかしたら外部からのチェックというか、意見というか、そういうものも入れるような仕

組みもちょっと必要なのかなということも実はありまして、それがどういう形かはちょっとわからないですけど、それがコンサルティングなのか、あるいは専門家の方に検証してもらうような体制をつくるのか、そういうことも入れることで、皆さんが出していただいたものをより動かせるような形をつくっていかうというのは、実は事務局の中では考えている案であるというのは一言御報告をさせていただきます。以上です。

○委員（川合敏己君） 今、その話が出たものですから、実は、やっぱり本当に残したいんだと思っている方々が、実は、もちろん議会もそういう形で提言は出しているんですけども、あれはやっぱり可茂のPTA連合会の会長も陳情にいらっしゃったり、または学生のことを考えれば、やはり路線は残すべきであろうということも踏まえた上での提言だったわけですけども、ただそのほかにも、御嵩町側に関しても、可児市の沿線の方々に関しても、やっぱり残したいんだと、本当に残してほしいんだと思っている人が本当は集って意見を出し合うというのが、僕はすごく実は大切な部分じゃないかなと思うんです。本当にそういう名鉄線がなければいけないと思っている方々に、ぜひともその意見、そういった会議の場を設けてやっていくというのは僕はすごく必要なことだと思います。そのほうが、実は生きた意見といいますか、乗っている方々だからこそ出てくる意見というのがきっと出てくるような気がいたします。今、田上課長がそういう御意見をおっしゃられたので、全く私もそういうふうに思います。

ですので、今の名鉄広見線活性化協議会のメンバーが果たしていいかどうか、充て職で来ている人たちは本当に1年でかわってしまう人もいますし、そういったところの根本的な部分というのが実は名鉄広見線活性化協議会の弱点であるのかなと、今そういうふうに思いましたので、その点では、本当に必要と思われる方に手を挙げていただいて、募っていただいて、協議をしていただくというのがいいような気がいたします。

○委員（酒井正司君） 今の川合委員のお話ですが、私も議長のときに出て、この名鉄広見線活性化協議会の雰囲気といいますか、それを感じて、残念ながら建設的な意見はできなかったわけです。御嵩町長に眠たそうな顔をしておると当てられて、何かしゃべらないかというようなことを過去に経験しているんですが、どこの自治体、どこの地域でも、やっぱり公共交通の衰退というのは本当に大きな問題で、打開策というのは、特効薬はまずないと思うんですが、ただ一つ、今の名鉄広見線活性化協議会のことに特化すれば、テーマはまず観光、広域な観光、それから高校生の足、それから交通弱者と、テーマとしてはこの3つがあるかなと思うんですよね。それをもうちょっと特化して、ワークショップのような形で、例えば観光だったら名古屋鉄道の観光のほうも来てくれんかとか、あるいはそういう旅行者にも入ってもらえんかとかいう話、それから学校でいえば、当然これは必需ですよ。ですから切実な意見が聞かれるんで、その人たちを通じて何らかの宣伝活動ができないか、PTAなんかを含めてということ。それから、地域の交通弱者に限っていえば高齢者であったり、その辺のいろんなそれぞれの切実な意見を本当にしっかりくみ上げないと、せっかく出しているお金が死に銭になるというか、将来に向けての投資には結びつかないと思うので、何らか

の形でそういう問題点を整理して、それに取り組むような組織づくりが必要ではないかなと、そんなことをちょっと思っています。

○委員長（野呂和久君） それでは、皆様のほうからさまざまな御意見が出ましたので、1つ目には、明智駅と御嵩駅のところに、有料・無料も含めてレンタルの自転車を設置してはどうかという御意見があったということ。あと、伊藤健二委員が言われたのは、自転車の専用の荷台のようなものを電車で引張る格好で設置してはどうかという御意見と、もう1つが、今乗っていらっしゃる方も含めた人たちの意見を聴取できるような場所というか、会議というか、そういうのをきちっと設けてはどうかというような3点の意見というふうにまとめさせていただきましたが、今まで出ていた意見で漏れはありますでしょうか。今のようなまとめ方でよろしいですかね。

〔挙手する者なし〕

それでは、今出ましたこの3点を可児市議会の建設市民委員会で話し合った意見として、名鉄広見線活性化協議会がありますので、そこで意見として、こういうことで話し合いをした結果、こういう意見がありましたということで御報告をさせていただきたいと思います。若干の文言の修正は委員長・副委員長のほうでさせていただきますが、そういう形でよろしいでしょうか。

まだ何かありましたらお願いします。

○委員（川合敏己君） そんなことを言うのというような意見を今から言おうと思うんですけども、あそこは改札で仕切られた7.4キロ区間、往復でどれぐらいの時間がかかるでしょうね。30分ぐらいでしょうかね、行って帰ってくるのに。往復にかかる所要時間は20分ぐらいですかね。できるかどうかは別としまして、一つの考え方として、電車カフェみたいな形で、いわゆる通勤時間、通学時間は避けた、本当に空気を乗せて走っているのではないかとされている昼間の時間なんですけれども、あの時間帯を、例えばコーヒー代は行政が持って、あと交通費、行き帰りの分に関しては往復の料金は払って、要するにそれがコーヒー代になるわけなんですけれども、そういう形で、景色を見ながら、また往復で帰ってくるというような電車版のカフェというんですかね、そういうような形なんかおもしろいかなんていうふうに思ったりもいたします。ただ、テーブル設置とかそういうのが難しいものですから、それであれば、スターバックスとかのカップがあって、こぼれないように飲めるような、ああいうのを駅で渡してというような、そういう発想とかというのはいかがでしょうかという話で、済みません。

○委員長（野呂和久君） 先ほどの電車カフェということも含めまして、4点を委員会の提案として名鉄広見線活性化協議会のほうで提案をさせていただくということでよろしいでしょうか。

それでしたら、委員長・副委員長一任ということで、最終的にはという形で提案をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

以上で、この件につきましては終了したいと思います。どうもありがとうございました。
それでは、次に議会報告会での意見の取り扱いについてを議題といたします。

資料につきましては事前にお渡しして、熟読をしてきていただいたかと思います。建設市民委員会として、課題としていく項目がありましたら御意見をいただきたいと思います。

○副委員長（勝野正規君） 最初の大項目の道路改良についてというところで、生活道路というのが随所に、4カ所、5カ所、6カ所ぐらい出てきているんで、可児市議会として道路の面整備ということは平成28年度予算で提言したので、この部分はカットでいいのかなと。対応していますよという表現でいけばいいのかなと思います。

○委員長（野呂和久君） ここで暫時休憩します。

休憩 午後2時01分

再開 午後2時45分

○委員長（野呂和久君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、委員会として、課題としていく点につきまして、副委員長から報告をしていただきます。

○副委員長（勝野正規君） 建設市民委員会所管部分として出ました多くの御意見の中で、道路改良部分については生活道路関連の補修・修繕等が数多く出ておりますが、この件につきましては議会として行政のほうへ提言してございますので、そこで対応させていただく。また、都市計画道路整備の進捗状況及び市道43号線の渋滞・騒音等について、行政として今後明確にさせていただくようお願いすると。また、自治会加入関連についても多くの御意見が寄せられておりますが、これにつきましては、自治会は地域行政にとって非常に重要な役割を果たしている。よって自治会加入率の向上施策について行政が基本コンセプトを持ち、積極的にサポートを行うよう議会として要望するとともに、議会として他市町村の自治会条例を今後調査研究し、可児市に反映できるように行っていきたいと思っております。以上です。

○委員長（野呂和久君） ありがとうございます。

以上、副委員長から発表していただいた内容で議会報告の実施会議のほうに報告をしてまいりたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

それでは、異議なしと認めまして、実施会議のほうに報告をさせていただきます。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後2時47分

再開 午後2時47分

○委員長（野呂和久君） それでは会議を再開いたします。

以上の日程で行いますので、お時間の調整をよろしくお願いいたします。

それでは、その他、委員のほうから何かございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、以上で建設市民委員会を終了いたします。本日は長時間にわたり、大変御苦労さまでございました。お疲れさまでした。

閉会 午後 2 時48分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年12月15日

可児市建設市民委員会委員長